令和2年3月9日午前10時00分開会於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(16名)

1番	板倉	克 典	2番	那多	頁 英 二
3番	小久保	照 枝	4番	堀同	副 敏 喜
5番	加藤	明 由	6番	佐 菔	秦 仁 志
7番	横井	克 典	8番	江 断	奇 貴 大
9番	加藤	克 之	10番	高	喬 八重典
11番	鈴木	みどり	12番	早丿	川 公 二
13番	平 野	広 行	14番	三浦	甫 義 光
15番	佐 藤	高 清	16番	大 原	京 功

- 2. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 3. 会議録署名議員

3番 小久保 照 枝 4番 堀 岡 敏 喜

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市		長	安	藤	正	明	副	Ī		長	大	木	博	雄
教	育	長	奥	Щ		巧	総財	務 政	祁 長 課	兼 長	渡	邉	秀	樹
	生 部 長 祉 事 務 所	兼 長	宇佐	E美		悟	開	発	部	長	大	野	勝	貴
教	育 部	長	立	松	則	明		務 部 舎 建			伊	藤	重	行
開農	発 部 次 長 政 課	兼 長	小笠	艺原	己喜	萨雄	開土		次 長 課	兼 長	伊	藤	仁	史
会	計 管 理	者	横	Щ	和	久	監事		委 局	員長	山	下	正	已
総	務 課	長	佐	藤	文	彦	秘	書広	報 課	長	安	井	幹	雄
企	画政策課	長	佐	野	智	雄	危	機管	理 課	長	伊	藤	淳	人
税	務 課	長	佐	藤	雅	人	収	納	課	長	細	野	英	樹
市十	民課長四山支所	兼 長	鈴	木	博	貴	環	境	課	長	柴	田	寿	文
健	康推進課	長	飯	田	宏	基	福	祉	課	長	大	木	弘	己

介護高齢課長兼 合 福 祉 センター所長兼 藤 井 清 和 児 童 課 長 山 守 美代子 十四山総合福祉 センター所長 商工観光課長 横 江 兼 光 都市計画課長 田 英明 梅 下水道課長 谷 繁 樹 計 課 伊 藤 えい子 水 会 長 生涯学習課長兼 学校教育課長 渡 邊 弘 森 彦 十四山スポーツ 山 隆 センター館長 歴史民俗資料館長 図 書 館 長 部 隆 彦 服 朋 夫 伊 藤 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 安 井 耕 中 書 記 雚 尾 里 恵 伊 藤 玉 幸 記 6. 議事日程 日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 諸般の報告 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について 日程第5 議案第1号 令和2年度弥富市一般会計予算 議案第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計予算 日程第6 議案第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算 日程第7 日程第8 議案第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 日程第9 議案第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計予算 日程第10 議案第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計予算 議案第7号 日程第11 訴えの提起について 日程第12 議案第8号 弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について 日程第13 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正について 議案第10号 日程第14 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について 弥富市手数料条例の一部改正について 日程第15 議案第11号 日程第16 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について 日程第17 議案第13号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第16号 弥富市介護保険条例の一部改正について

弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第18

日程第19

日程第20

議案第14号

議案第15号

日程第21 議案第17号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第22 議案第18号 市道の廃止について

日程第23 議案第19号 市道の認定について

日程第24 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)

日程第25 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第26 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第27 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第28 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第29 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

~~~~~~

## 午前10時00分 開会

○議長(大原 功君) 会議に先立ちまして報告をさせていただきます。

西尾張CATVより、本日の撮影と放映、報道機関、市側より放映の許可をお願いしたいという申出がありましたので、よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしますので、御了承よろしくお願いをいたします。

ただいまより令和2年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。 これより会議に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(大原 功君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、小久保照枝議員と堀岡敏喜議員を指名いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(大原 功君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月24日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月24日までの16日間と決定をいたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第3 諸般の報告

○議長(大原 功君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員からの例月出納検査及び定期監査の結果の報告がありました。それぞれの写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

〇議長(大原 功君) この際、日程第4、報告第1号を議題といたします。

地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告につきまして、各位のお手元に 配付してありますので、文書をもって報告に代えさせていただきます。 ~~~~~~ () ~~~~~~

日程第5 議案第1号 令和2年度弥富市一般会計予算

日程第6 議案第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第7 議案第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第8 議案第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議案第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第10 議案第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計予算

○議長(大原 功君) この際、日程第5、議案第1号から日程第10、議案第6号まで、以上 6件を一括議題といたします。

安藤市長に令和2年度予算編成に伴う施政方針、各議案につきましては提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

〇市長(安藤正明君) 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回弥富市議会定例会の開催に際し、市政運営に臨む私の所信と、 令和2年度予算案につきまして、その概要を申し上げ、市民の皆様、議員の皆様に御理解、 御賛同を賜りますようお願いをいたします。

初めに、早いもので、市長に就任させていただき2回目の春を迎えております。これまで、 持続的な行財政運営の実現及び市民の皆様が安心して暮らせる弥富市を目指して市政運営に 取り組んでまいりました。

令和2年度を迎えるに当たり、改めて初心に立ち返り、市民の皆様や現場の声を聞きながら、将来に向けて自らの目で課題の本質を見極め、まちづくりを進めていくよう誠心誠意取り組んでいく所存であります。

さて、我が国では、地球規模での気候変動のほか、急速に進む少子高齢化や人口減少社会の到来、経済のグローバル化、技術革新の進展など、様々な課題への対応が求められております。

このような中、国においては、昨年末に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。この戦略では、人口減少や東京圏への一極集中といった課題解決のため、新たな目標の一つとして新しい時代の流れを力にすることが掲げられ、地域の社会課題を先端技術で解決する社会Society5.0や、地方創生SDGsの実現も盛り込まれたところであります。

本市におきましても、人口減少等の課題と向き合い、新しい時代においても持続可能な発展を遂げていくため、これらの課題に時期を逸することなく的確に対応するとともに、第2次弥富市総合計画や弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標の実現に向け、引

き続き各種施策に取り組んでいかなければなりません。

また、昨今の自然災害の大規模化や頻発化、そして地球規模の気候変動による猛暑など、 生命の危険に直結する課題に対し、市民の安全を預かる市長として、時期を逸することなく 取り組んでいるところであります。

しかし、本当の意味での安全・安心を達成するためには、市民一人一人の防災意識の向上 と、人が本来的、根源的に持ち合わせている力、つまり力を合わせて、非常事態にも力強く、 そしてしなやかに乗り越え、孤立をも克服することができる人と人との絆こそ、次世代に残 すべき最も重要なインフラであると考えます。

予測が困難な社会全体の急激な変化の中で、私たちは次代を見詰めながら、公・共・私の 役割・負担といった議論に踏み込んだ上で、改めて人の幸せや社会の豊かさといった本質的 な命題に対する答えを見いだしていかなければなりません。

多くの課題がある中、本市の地域資源、そして宝ともいうべき市民の力・地域の力が存在 する弥富において、未来を見据えた持続可能な地域社会の実現を目指し、受動から能動へ、 そして実践へと歩みを進めてまいります。

協働による取組のさらなる推進、地域コミュニティにおける住民自治の進化、未来を担う 子供たちの教育環境の整備、地域における担い手の発掘・育成、多様性を肯定する共生社会 の実現など、真の課題解決に向けたステージの転換点を見据え、市民の皆様や民間の主体的 な取組や活動を増すこと、またそのような動きを行政が支援、伴走することに主眼を置き、 様々な事業を進めてまいります。

そして、市民の皆様の暮らしのニーズを支え、持続可能な地域社会へつなぐ強固な行財政 基盤の確立に不退転の決意をもって取り組んでまいります。

令和2年度は、市長として2回目の予算編成から執行までを行う年でありますので、予算編成に当たりましては、新しい弥富市の実現に向けた熱い思いを込めつつ、第2次弥富市総合計画に基づき精査してきたところであります。

国の令和2年2月の月例経済報告によりますと、我が国の経済状況は、景気は、輸出が弱 含む中で製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復してい ると報告されました。

本市においても、財政は大変厳しい状況にある中、経済状況を注視しながら、引き続き事業の選択と集中を行い、限られた財源の中でより効率的で効果的な政策の展開が必要となるものと考えているところであります。

そのような中、令和2年度は第2次弥富市総合計画の2年目に当たります。市民の皆様との協働の下、これまで以上に住む人、働く人、育てる人、訪れる人など様々な人々に、また企業に選ばれるまち弥富市となるように取り組むとともに、新たな弥富市の礎を築くため、

市民の皆様と共に希望に満ちたまちづくりに全力で取り組んでまいります。

また、来る5月7日には、念願でありました市民サービスの拠点となり、かつ防災拠点となる新庁舎での業務を開始いたします。令和2年度、そして新庁舎のスタートに当たり、市民の皆様に寄り添った、またより質の高いサービスが提供できるよう努めてまいります。

その一環として、市民生活部の設置や、市民との協働の推進のため市民協働課の設置、公園に関することを都市整備課に集約するなど組織機構改革を実施し、本市の重要課題にも挑んでまいります。

この現状を市民の皆様、議員の皆様に御理解をお願いし、併せて各種施策に御協力賜りますようお願いいたします。

令和2年度基本方針を述べさせていただきます。

令和2年度の市政運営に当たっての重要な視点として、引き続き次の3点の視点をもって 取り組んでまいります。

1点目は、「健やかに暮らせる、安心で安全なまちづくり」であります。

少子高齢化や人口減少社会は急速に進展しております。本市におきましては大きな人口減少は見られませんが、少子高齢化は着実に進行しております。そのため、人口増加や産業振興、地域社会の維持・活性化等に向けた新たな施策とまちづくりのための取組が必要となります。

これらの取組の推進に当たりましては、社会情勢の変化など様々な課題に柔軟、迅速に対応するための組織づくりを進めることはもとより、市民力との連携が不可欠でありますので、市民等との協働、共助の仕組みづくりやコミュニティづくりを推進してまいります。

さらに、第4次行政改革大綱に基づき、一層の自主財源の確保や業務の見直しを進め、併せて令和元年度末までに策定いたします公共施設再配置計画に基づく計画的な公共施設の再配置の実行と中・長期的な財政負担の軽減に努めながら、健康づくりや子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉などを推進するために、保健と医療と福祉の連携を図り、市民満足度の高い行政サービスの実現に取り組んでまいります。

また、誰もが安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりは、行政での災害対策はもちろんのこと、市民や地域、企業、行政が手を取り合って災害に強いまちづくりに取り組まなければなりません。

南海トラフ地震、スーパー伊勢湾台風、短時間豪雨など、災害はいつ起きてもおかしくありません。日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、市民一人一人が防災・減災に取り組む意識を高めていただき、自助・共助・公助によるみんなでつくる安全・安心に暮らせる災害に強いまちの実現を目指していくため、引き続き重点課題とし、取り組んでまいります。

2点目は、「地域産業が元気で、生き生きと働けるまちづくり」であります。

本市を活力に満ちたまちにしていくためには、地域経済力向上の促進が重要であります。 商工会の支援と強化、商店の維持・活性化の推進等により、商業の振興に努めるとともに、 創業支援や中小企業の持続支援を行ってまいります。

また、本市の基幹産業であります農業と地域産業の振興に努め、農産品のブランド強化や 担い手の育成などを積極的に支援し、生産額の向上を図ってまいります。

さらに、本市の発展を握る重要施設の整備として、コンテナ岸壁整備やバース増加による 港湾機能の強化など、関係機関との連携の下、港湾地域等の整備促進を図り、市内での就業 の場の確保に資するため、交通の要衝のまちとしての特性を生かし、港湾地域における物流 関連企業等の立地誘導や既存企業の育成等を進めてまいります。

3点目は、「人が行き交い、魅力とにぎわいあふれるまちづくり」であります。

本市は、鉄道や広域道路網が充実した交通の要衝のまちとして特性を持つとともに、金魚、米、トマトなどの特産品があり、また市内には海南こどもの国や弥富野鳥園、三ツ又池公園などの観光施設があり、各シーズンには多くのお客様をお迎えし、観光の原動力となっております。

このような地域の特性、資源を最大限に生かした観光振興や交流拠点の創造を推進するとともに、安全性・快適性などの住みよさ、文化・自然などの魅力、豊かさ、美しさ、楽しさなど本市の魅力を発信する取組に力を注ぎ、活力とにぎわいあふれるまちづくりを進めてまいります。

続きまして、令和2年度の重点施策について、3つの重要な視点に基づく6つの基本目標 に沿って申し上げます。

初めに、基本目標 1. いつまでも住み続けたい安全・安心なまちでございます。

防災・減災対策について申し上げます。

市の災害対策にとって最も重要となる情報発信について、既存の安全・防災メールの機能を充実させるとともに、携帯電話をお持ちでない方やメール受信ができない方で、主に避難行動要支援者の方を対象に、登録制で電話、ファクスで災害時に避難勧告等を発信することにより、災害時の情報発信の充実を図ります。

自助・共助の役割、公助との連携におきましては、3年前より自主防災会、自治会、民生児童委員、消防団、学校、保育所、地域包括支援センター、要配慮者施設、社会福祉協議会などの関係機関と防災ワークショップなどを行い、地域防災について関係を深めてまいりました。令和2年度も引き続き防災ワークショップを行い、より一層関係を強固なものにしてまいります。

避難所の確保として、民間施設等との官民協定や地域と企業等による民民協定の支援にも

引き続き取り組んでまいります。

また、新しく生まれ変わった新庁舎は、想定される大規模地震や激甚化する自然災害に備え、液状化対策、免震構造の採用、非常用発電機等の基幹設備を最上階に設置するなど防災機能を充実させ、発災後も災害時の活動拠点としての機能を損なうことなく情報収集や救助活動などの初動活動に迅速に着手し、市民の皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。

防犯・交通安全対策について申し上げます。

防犯カメラ設置につきましては、これまでに市が設置いたしました防犯カメラの台数を維持しつつ、地域の安全を図るため、自治会への防犯カメラ設置補助を継続して実施してまいります。あわせて、警察や地域の防犯パトロール活動と連携しながら、市内巡回やキャンペーン等を積極的に行い、犯罪防止に取り組んでまいります。

また、交通死亡事故の根絶を目指し、高齢者向けの交通安全教室や警察、交通安全推進協議会などとの連携の下、効果的な交通安全対策に取り組んでまいります。

環境衛生に関する取組について申し上げます。

市営火葬場施設の老朽化問題に対応するため、平成30年度から令和元年度にかけて新火葬場建設のための基本設計と実施設計を行いました。

令和3年8月の供用開始を目標に工事を進めてまいります。

続きまして、基本目標 2. 笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまちでございます。 子育て支援の取組について申し上げます。

子育て世帯の支援につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期弥富市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、児童クラブ事業など、安心して子供を育てられるよう子育て支援の充実に努めてまいります。

高齢者支援の取組について申し上げます。

全ての高齢者の方が住み慣れたまちで、健康で生きがいを持って、いつまでも安心して暮らせるよう、地域包括ケアの構築の推進や要介護状態の脱却・軽減のために地域リハビリテーション事業の積極的活用を図ることで基本目標の実現を目指してまいります。

その基礎となる令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第8期介護保険 事業計画・高齢福祉計画の策定に向け、ニーズ調査や顕在化していない課題の調査等を行い、 市民の皆様が満足できるサービスが提供できるよう、計画の策定に取り組んでまいります。

また、高齢者が運転する乗用車等に絡む事故が多数発生しているため、自動車運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを進める一方で、車がなくては困る地域の方々で65歳以上の高齢運転者を対象に、後づけ踏み間違い急発進等抑制装置の購入・取付け費用に対して一部補助させていただきます。

さらに、高齢者や障がいのある方がいつまでも尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して生活していくため、弥富市、蟹江町、飛島村の3市町村で海部南部権利擁護センター(仮称)を立ち上げ、権利擁護等に対する相談体制等の充実を図ってまいります。このセンターにつきましては、障がい者基幹相談支援センターの機能も併設し、障がいのある方の就労移行や困難事案に対応できるよう相談員等との連携体制を強化してまいります。

健康づくりの取組について申し上げます。

健康都市宣言の下、健康長寿のさらなる延伸を目指し、市民一人一人が自分の健康状態を 自覚し、生活習慣病予防を心がける意識づけを行わなければなりません。

そのため、保健師等による健康相談や健康教育のほか、毎年10月に開催する健康フェスタなどの各種事業を通して健康管理に関する知識と意識を高め、市民の自主的な健康づくりを促す取組を充実・推進してまいります。

次に、母子保健事業としましては、昨今、核家族化が進み、地域の連帯感が薄れつつある中で、孤立しがちな妊婦及び母子への支援体制を充実することを目的に、本年7月1日から新庁舎3階の保健センター内に子育て世代支援包括センターを併設いたします。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談・支援体制を確立し、育児不安や虐待の予防に努めてまいります。

また、乳幼児の健康診断や予防接種の記録管理及び受診勧奨を徹底し、効果的、継続的な指導、助言を行い、安心して子供を産み育てられるまちづくりに取り組んでまいります。

さらに、不妊で悩んでいる夫婦の経済的負担を軽減するため、既に実施しております人工 授精による一般不妊治療費助成のほか、体外受精等による特定不妊治療費について、愛知県 が実施する助成制度に上乗せ助成を行い、本市の少子化対策に努めてまいります。

成人保健事業としましては、各種がん検診等の受診率向上を目指し、海南病院での総合が ん検診、海部管内医療機関等での個別検診、保健センターでの休日開催を含めた集団検診を 実施しておりますが、集団検診の申込方法について、従来の窓口・電話受付のほか、いつで も予約状況の確認・申込みができるよう、インターネットでのウェブ予約システムを導入し、 予約受付の利便性及び若年層の受診率向上を図るとともに、関連業務の効率化を図ってまい ります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度の改正から1年以上がたちました。しばらくの間は、制度を円滑に進める上で公費の投入や激変緩和による国民健康保険事業費納付金が抑えられていますが、今後激変緩和の規模が縮小され、一般会計からの法定外繰入れの解消も進めていかなくてはならず、将来を見据え、国民健康保険財政が円滑に運営できる状態への移行を図っていかなければなりません。

本市においては、これまで保険税収納率の向上や医療費の適正化を図るためのレセプト点

検の実施、またジェネリック医薬品の普及促進や特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上に努めてまいりましたが、愛知県から示される納付金及び標準保険料率を基に、法定外繰入れの削減、資産割の解消等も踏まえ、国民健康保険税率の改定等も適切に対応してまいりたいと考えております。

また、被保険者の健康の保持・増進を図り病気の早期発見につなげるため、条件はありますが、時間の制約により健康診断を受診することが難しい方でも専用の検査キットを活用することにより気軽に健康チェックを行うことができるスマホ d e ドックや、様々な保健指導事業を実施するとともに、糖尿病の重症化が健康を脅かしている状況に鑑み、糖尿病性腎症重症化予防に取り組むなど保健事業に努め、健康寿命の延伸と医療費の抑制に努めてまいります。

障がい者支援の取組について申し上げます。

障がいを持つ方への支援につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画の策定を行ってまいります。市民ニーズや社会情勢の動向等に留意し、「共に認め、支え合うまち、その人らしく活きるを支援する・弥富」を基本理念とし、計画策定を進め、地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進に取り組んでまいります。

また、長年建設要望のありました弥富福祉会の障がい者向けグループホーム「わじゅうの家(仮称)」も、令和2年3月末完成を目指し、工事が進められており、障がいを持った 方々が地域で自立した生活が送れるように引き続き支援してまいります。

続きまして、基本目標3.心豊かで文化を育む人づくりのまちでございます。

教育、文化、スポーツについて申し上げます。

心豊かで文化を育む人づくりを進めるために、次代を担う子供たちが豊かな感性と想像力を育みながら、自立した個人として成長することのできる環境を整えるとともに、市民が生涯学習や文化・スポーツ活動を通して様々な人と交流する中で、生き方や暮らし方の質を高め、充実した毎日を過ごすことも大切となります。生涯にわたり楽しく学べ、多彩な市民文化が創造されるまちづくりを推進してまいります。

学校教育につきましては、教職員の研修の充実と共に教育現場のサポートを行い、教職員の指導力や学校の経営力を向上させてまいります。また、校舎の改修や高速大容量通信ネットワーク構築、そして食育の充実を図る給食の提供など、教育環境の整備を図りながら子供たちの確かな学力や豊かな心、健やかな体を基本とした「総合的人間力」の育成を目指してまいります。

教育委員会と相互連携を図る総合教育会議での、本市の目指す教育の基本となる弥富市教育大綱で、知・徳・体のバランスの取れた生きる力の育成を大綱の目指す姿とし、明日の弥

富を担う人材育成と特色ある文化のまちづくりを重点的に推進することを掲げております。 引き続き、教育施策の方向性や課題を話し合い、家庭や地域、学校などと一体となって本市 教育の充実・発展を目指してまいります。

いじめや不登校などの対策につきましても弥富市いじめ防止基本方針の下、子供の人権を 守ることを基本に、いじめの未然防止と早期発見する体制づくりを確立するとともに、弥富 市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、関係機関との連携の強化を図り、迅速かつ適 切な対応に努めてまいります。

不登校対策につきましては、相談活動を充実させるとともに、市の適応指導教室アクティブの効果的な運用を図ってまいります。また、学校だけに頼るのではなく、地域の主任児童委員、民生児童委員との懇談会を設け、課題を共有し、子供を多くの人で見守る体制を強化してまいります。さらに、保護者・教員を対象にしたいじめ不登校対策研修会を開催いたします。

個別の施策といたしましては、平和教育推進事業の一環として、中学2年生の広島派遣を 引き続き実施いたします。また、教職員に向けて英語教育やプログラミング教育の研修会を 実施するなど、今日的な教育課題に対応してまいります。

教職員の多忙化解消の支援といたしましては、中学校の部活動指導員の配置促進事業に加え、スクール・サポート・スタッフ配置事業を引き続き実施するなど、各種支援員、市雇用の講師等の人的支援、校務支援ソフトの充実を図ることで、事務処理の負担軽減など、できる限りのサポートをしてまいります。

本市の学校規模は、地域的に差が生じておりますので、第2次弥富市総合計画に基づき良好な教育環境の保全に努め、小規模校については適正な配置となるよう取り組んでまいります。

生涯学習の推進につきましては、豊かな市民の交流が育まれるよう子供から高齢者まで各ライフステージに沿った、いつでも、どこでも、誰でもが生涯にわたって学び続けられる学習の機会や情報の提供に努め、市民相互の交流、地域や市民団体との連携を図り、市民が主体となった生涯学習活動ができる環境づくりを目指してまいります。

また、青少年健全育成につきましては、関係機関、関係団体、地域住民等が青少年の非行・被害防止に対する共通の理解と認識を深め、子供の人権問題やSNSを利用したことによるネットトラブル対策に対する啓発活動を行うとともに、地域の青少年健全育成活動関係者や教職員の協力の下、巡回活動などを実施してまいります。

スポーツの振興につきましては、人生100年時代の到来が予想される中、市民一人一人が 生涯にわたって健康で生き生きと暮らすため、健康づくりや競技スポーツまで、それぞれの 体力に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ活動を行うことができる環境を整備し、スポ ーツ関係団体と連携を図り、各種スポーツ教室やスポーツ大会を開始いたします。また、引き続き各施設の維持管理に努め、快適にスポーツのできる環境づくりに取り組んでまいります。

文化芸術の振興につきましては、文化協会やガイドボランティア等市民団体との協働により、文化財の活用を図りながら各種事業を行うとともに、本市より輩出した多くの文化人についても引き続き情報発信を行ってまいります。

また、歴史民俗資料館の移転事業につきましては、市民の意見を反映させながら、歴史文化の発信拠点となるべく、計画に沿って準備を進めてまいります。

続きまして、基本目標4.人と地域の資源を活かし、にぎわいを生み出すまちでございます。

農業の振興について申し上げます。

本市の重要な産業である農業への取組につきましては、効率的な営農に向けて、土地利用の適正な管理や担い手への農地集積・集約化の推進に引き続き取り組んでまいります。

農業を取り巻く環境が大変厳しい中、今後ますます農業の体質強化が必要となってまいります。そのため、収益性の高い農産物の生産・販売、6次産業化への取組を引き続き支援し、地元で取れた安全・安心な農産物の地産・地消を推進してまいります。また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を引き続き支援してまいります。

商工業の振興について申し上げます。

企業誘致につきましては、栄南地区や港湾地域において順調に企業誘致が進んでおり、引き続き税収の確保や雇用機会の確保のため、愛知県や名古屋港管理組合等と連携し、航空宇宙産業をはじめ、名古屋港に関連する物流関連企業等の誘致を進めてまいります。

観光の振興について申し上げます。

地場産業である金魚、三ツ又池公園における芝桜を観光資源の中心として活用し、市内外へ情報発信をし、市の観光推進を図ってまいります。

消費者対策の取組について申し上げます。

インターネット商取引の普及や消費者ニーズに対応した商品・サービスの多様化により、 消費生活に関する様々な問題が発生しております。消費生活の多様化が進む中で、消費者の 安全と安心を確保することが重要となっています。これらも海部地域消費生活センターを中 心として、海部地域の市町村と連携を組み、消費者教育・啓発や情報提供の強化、消費生活 相談体制の一層の充実に努めてまいります。

続きまして、基本目標 5. 良好な都市基盤が整った便利で快適に暮らせるまちでございます。

下水道整備の取組について申し上げます。

公共下水道につきましては、汚水適正処理構想に基づき、市街化区域及び人口集中地域を 重点整備区域とし、効率的な公共下水道整備とコスト縮減の取組を進めることとします。今 後も供用区域を拡大し、普及率の向上を図ると共に接続促進に努め、健全な事業運営に取り 組んでまいります。

道路網の整備の取組について申し上げます。

広域交流基盤の強化のため、市内南北方向の道路網の充実、市街地の拠点機能の強化を見据えた道路整備を図るため、引き続き都市計画道路名古屋第3環状線及び弥富名古屋線等の道路整備促進を関係機関へ積極的に要望してまいります。

また、木曽川高潮堤防未整備区間の整備に併せて、国道1号の尾張大橋架け替えの早期事業採択及び大規模災害時の避難及び救命・救助活動等に必要となる地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に向けて、関係機関へ積極的に要望してまいります。

さらに、市道中央幹線をはじめとする幹線道路の整備を計画的、効率的に促進し、交通利 便性の向上及び安全な道づくりに努めてまいります。

道路の急速な老朽化対策につきましては、引き続き橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などに基づき、計画的に修繕を実施し、道路施設の適正な管理を図ってまいります。

弥富駅周辺環境の充実について申し上げます。

JR名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎の整備につきましては、鉄道により分断された南北の連絡の確保及びバリアフリー化を図るため、関係機関等との調整を進めてまいります。

また、都市拠点となる弥富駅周辺につきましては、安全・便利で快適な空間を確保するため、関係住民の皆様とまちづくりについて勉強会を継続していきます。

交通網の充実について申し上げます。

コミュニティバスにつきましては、令和元年度に実施しました各種調査、住民アンケート、 ワークショップ等の検証を行い、地域公共交通活性化協議会において、運行方法、バスの形態など社会情勢やニーズの変化に合わせた地域公共交通網形成計画の見直しを行ってまいります。

新たな活力の創出について申し上げます。

令和4年4月開業予定の名古屋競馬場につきましては、地域貢献、にぎわい創出を呼び込むチャンスとして捉え、地元意見もお聞きし、愛知県競馬組合及び金シャチ名古屋競馬場PFI株式会社に対して、にぎわい交流拠点として魅力ある施設になるよう要望してまいります。

港湾地域等の整備促進について申し上げます。

今後増加が見込まれるコンテナ貨物需要に対応するための新たなコンテナターミナルの整備や、名古屋港の魚釣り施設として鍋田埠頭先端の整備について、事業が早期に実現される

よう、引き続き名古屋港管理組合をはじめとする港湾関係団体に要望してまいります。 続きまして、基本目標 6. 市民と行政がつながり、共につくるまちでございます。 持続的な行財政運営について申し上げます。

令和元年度末までに策定いたします公共施設再配置計画及び個別施設計画の方針に基づきまして、施設ごとの長寿命化改修や維持管理等に係る具体策の検討を行ってまいります。

また、市政における重要な政策判断や政策研究を行うに当たり、引き続き行財政アドバイザーから専門的な見地からの助言、提言を頂いてまいります。

さらに、自主財源の確保に向けて、新たにふるさと納税をしていただく方へ返礼品の送付 を開始し、市の魅力を幅広く発信しながら、多くの寄附を頂けるよう取り組んでまいります。 市民協働の推進、コミュニティの強化について申し上げます。

本市におきましては、地域住民の連帯感の維持・向上や、魅力ある地域づくりにつなげる ために各学区、地区コミュニティ推進協議会を核として、各地域の特色を生かした地域活動 を行っていただいております。

令和2年度からの事業実施に当たりましては、地域の実情を踏まえ、各コミュニティ推進協議会において、地域に合った、そして独自性を出した事業を実施していただくとともに、補助金の交付対象事業の緩和や、申請等の窓口を統一するなど、利便性を図ってまいります。これにより、一層地域住民の連帯感の向上や地域活動が活発になるものと考えております。情報の共有について申し上げます。

市民の皆様と行政との情報・意識の共有化の推進につきましては、市広報紙や公式ホームページなどを充実させるとともに、様々な機会を捉え、市民の皆様の御意見や御提案等に耳を傾けてまいります。

また、SNSなどを活用して、若い人たちにも市政に対して関心を持っていただけるよう、 効果的な情報発信や内容の充実に努めてまいります。

以上、令和2年度の重点施策について申し上げました。

続きまして、令和2年度の予算について申し上げます。

令和2年度の予算規模は、一般会計は157億円、前年度比8.4%減となりました。

また、特別会計は4会計合わせまして79億9,606万3,000円、前年度比15.2%減、企業会計が23億4,329万5,000円、全ての予算の合計では260億3,935万8,000円、前年度比2%減となりました。

本市の財政状況は、市税収入につきましては固定資産税が増加するなど、令和元年度と比べて1億502万1,000円、1.3%増加しております。

一方、歳出面においては、社会保障関連、防災・減災対策、都市機能の充実などによる財 政需要は年々増加しております。また、老朽化した公共施設の修繕・更新費用など、多額の 費用負担が見込まれます。さらに、平成28年度から普通交付税の合併算定替えの特例措置が 段階的に縮減され、そうした特例措置も令和2年度が最終年度となり、大変厳しい財政状況 になっております。

こうした状況を踏まえ、全ての事務事業を見直し、精査し、優先順位をつけ、限られた財源を賢く使い、持続可能な社会の実現に向け、さらに市民の皆様の生活向上や本市のさらなる発展に向け、必要な各種施策を推進してまいります。

結びとなりますが、令和2年度の予算編成に当たりましては、第2次弥富市総合計画に掲げた基本目標の実現に向け、限られた財源を効果的・効率的に配分したところでありますが、やむを得ず財政確保のために財政調整基金をはじめとする各種基金から多額の繰入れを行うなど、厳しい予算編成となったところであります。今まさに本市の持続可能性が問われております。もはや課題の先送りは許されない待ったなしの状況であります。

市長に就任してから今日まで、市政の発展のために邁進してまいりましたが、令和の時代、 またその先の時代に愛する我が郷土を引き継ぐため、決して困難な状況から目をそらすこと なく、諸課題に全力で立ち向かう所存であります。

この難局打開のため、市民の皆様並びに議員各位の格段の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げ、令和2年度に臨む私の施政方針といたします。

○議長(大原 功君) 次に、議案の説明を総務部長にさせます。

渡邉総務部長。

○総務部長兼財政課長(渡邉秀樹君) おはようございます。

議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を157億円、前年度対比8.4%の減となり、前年度を14億4,489万2,000円下回る予算規模になりました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税の堅調な伸びがあり、市税全体では前年度対比 1.3% 増の84億3,393万2,000円を見込み、歳入全体の53.7%を占めるものであります。

また、地方交付税につきましては、平成28年度から普通交付税の合併算定替えによる増加 分が段階的に縮減されていることも考慮しながら、特別交付税と合わせて2億9,300万円を 計上いたしました。

国・県支出金につきましては、27億1,283万5,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として市営火葬場建設事業に係る衛生債5億8,790万円をはじめとして、7億5,650万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、コミュニティバス運行事業など、17億6,819万6,000円を計上

いたしました。

3款民生費につきましては、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業、障害者自立支援事業、要支援者等の多様な介護予防・日常生活支援ニーズに地域全体で応えていくための総合事業等、きめ細やかな対応を図るため、66億358万1,000円を計上し、一般会計予算の42.1%を占めるものであります。

4款衛生費につきましては、市営火葬場建設事業、地域医療補助事業、乳幼児・妊婦等の 予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業、ごみ処理や資源再生の推進、環境保全に取り 組むため、17億6,080万9,000円を計上いたしました。

6 款農林水産業費につきましては、農業振興事務事業、水田農業構造改革事業、農業基盤整備事業、多面的機能支払事業など、魅力ある農業を実現するために8億8,242万8,000円を計上いたしました。

7款商工費につきましては、商工業振興資金事業、企業誘致事業など、商工観光事業の発展等のために2億5,079万円を計上いたしました。

8款土木費につきましては、道路改良事業をはじめとする道路ネットワーク整備と橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕等に重点的な配分をするとともに、道路維持事業、公園管理事業、市街地整備事業など11億3,039万5,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、消防団運営事業、災害対策事務事業など、災害に強い安全・ 安心なまちづくりを進めるため、7億3,548万5,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、小・中学校の環境改善のための工事費など、教育環境の充実を図るため、12億6,864万円を計上いたしました。

次に、議案第2号令和2年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、令和2年度は 公共用地の先行取得の計画がありませんので、前年度と同額の1万3,000円を計上いたしま した。

次に、議案第3号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対 比0.3%減の40億1,144万円を計上いたしました。

次に、議案第4号令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度 対比13.5%増の6億5,638万円を計上いたしました。

次に、議案第5号令和2年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、前年度対比 6.0%増の33億2,823万円を計上いたしました。

最後に、議案第6号令和2年度弥富市下水道事業会計予算につきましては、新たに企業会計に移行したものでございますが、農業集落排水事業につきましては機能強化対策工事費など、公共下水道事業につきましては、北部地区において施行区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費などを計上し、23億4,329万5,000円を計上いたしました。以上でござい

ます。

○議長(大原 功君) お諮りいたします。

本案6件は、継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本案6件は継続議会で審議することに決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第11 議案第7号 訴えの提起について

○議長(大原 功君) 次に、日程第11、議案第7号を議題といたします。

ここで、副議長と交代いたします。

[議長、副議長と交代]

- ○副議長(鈴木みどり君) 地方自治法第117条の規定により、大原功議員の退場を求めます。
 〔議長 大原功君 退場〕
- **○副議長(鈴木みどり君)** 安藤市長に提案理由の説明を求めます。 安藤市長。
- **〇市長(安藤正明君)** 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第7号訴えの提起につきましては、市管理の公共施設用地内に存するコンクリート擁 壁の撤去等を求めるため必要があるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては開発部長から説明 いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇副議長(鈴木みどり君) 議案の説明を関係部長に求めます。

大野開発部長。

- **〇開発部長(大野勝貴君)** 議案第7号訴えの提起について御説明申し上げます。
 - 1. 訴えの趣旨。(1) 市管理の公共施設用地内に存するコンクリート擁壁の撤去並びに当該土地の原状回復及び返還を求めるものでございます。(2) 民法の規定により、当該土地の返還までの期間の使用料に相当する不当利得及び利息の返還を求めるものでございます。
 - 2. 訴えの理由。市管理の公共施設用地内に許可なく設置されたコンクリート擁壁の撤去を求める通知をしたところ、相手方より債務不存在確認等の調停の申立てがありましたが、調停不成立になったためでございます。
 - 3. 訴えの相手方。大原功氏でございます。
 - 4. 訴えの対象物件。記載地番の土地に存する共同住宅の擁壁のうち、市管理の公共施設用地に当たる部分でございます。

- 5. 訴えに関する取扱い。弁護士を訴訟代理人に定め、訴訟において必要な措置を行うことができるとしたものでございます。以上でございます。
- **〇副議長(鈴木みどり君)** お諮りします。

本案は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇副議長(鈴木みどり君) 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定いたしました。

〔議長 大原功君 入場〕

〇副議長(鈴木みどり君) ここで、議事を交代します。

〔副議長、議長と交代〕

~~~~~ () ~~~~~~

日程第12 議案第8号 弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

日程第14 議案第10号 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

日程第15 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第16 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第17 議案第13号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第14号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第19 議案第15号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第16号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第21 議案第17号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第22 議案第18号 市道の廃止について

日程第23 議案第19号 市道の認定について

日程第24 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)

日程第25 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第26 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第27 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第28 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(大原 功君) 次に、日程第12、議案第8号から日程第28、議案第24号まで、17件を 一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

○市長(安藤正明君) 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案10件、法定議

決議案 2 件、予算関係議案 5 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。 議案第 8 号弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員 法及び地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員等の報酬日額を改定するため、 条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正につきましては、弥富市部 設置条例の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境譲与税 基金を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第13号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の税率を改定する等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期の数を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、保険料軽減強化の完全 実施に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市保健センター条例の一部改正につきましては、新庁舎の完成による保健センターの移設に伴い、位置の変更を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号市道の廃止につきましては、道路事業等に伴い、関係路線を廃止するものであります。

次に、議案第19号市道の認定につきましては、道路事業等に伴う路線再編成により、路線 を認定するものであります。

次に、議案第20号令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)につきましては、小・中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備工事の関連予算を計上するほか、歳入歳出予算を 最終調整した結果等の補正予算であります。 次に、議案第21号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第22号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第23号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)及び議案第24号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果等の補正予算であります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明 いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 功君) 議案の説明を各部長に求めます。

補正予算は総務部長に求めます。

渡邉総務部長。

○総務部長兼財政課長(渡邉秀樹君) 議案第8号弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一 部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 のあらましを御覧ください。

- 1. 会計年度任用職員の服務の宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができることとしました。
  - 2. この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第9号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

- 1.情報公開・個人情報保護審査会委員及び行政不服審査会委員の任務及び他自治体との均衡を考慮し、報酬日額を1万5,000円に引き上げることとしました。
  - 2. この条例は令和2年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第10号弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について御説明申し上げます。

8枚はねていただきまして、弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

- 1. 弥富市部設置条例の一部改正及び行政組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととしました。
  - 2. この条例は令和2年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第11号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

11枚はねていただきまして、弥富市手数料条例の一部を改正する条例のあらましを御覧く

ださい。

1. 次の手数料を定めることとしました。

事業に関する証明書交付手数料1通につき200円。

戸籍の付票の写し交付手数料1通につき200円。

埋火葬証明書交付手数料1通につき200円。

認可地縁団体の告示した事項に関する証明書交付手数料1通につき200円。

屋外広告物(広告旗)許可申請手数料1枚につき100円。

- 2. 通知カード再交付手数料を削ることとしました。
- 3. その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 4. この条例は令和2年4月1日から施行することとしました。

ただし、2については同日または情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

次に、議案第12号弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市森林環境譲与税基金条例のあらましを御覧ください。

- 1. 森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、弥富市森林環境譲与税基金を設置することとしました。
  - 2. この条例は、公布の日から施行することとしました。以上でございます。
- 〇議長(大原 功君) 次に、字佐美民生部長。
- **○民生部長兼福祉事務所長(宇佐美 悟君)** 議案第13号弥富市印鑑の登録及び証明に関する 条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

- 1. 印鑑の登録を受けることができない者から「成年被後見人」を削除するとともに、「意思能力を有しない者」を加えることとしました。
  - 2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。
  - 3. この条例は公布の日から施行することとしました。

次に、議案第14号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

7枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし を御覧ください。

1. 広域化に伴い愛知県の試算で示された弥富市の標準保険料率を参考に、国民健康保険

税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を改定することとしました。

2.1の税率改定に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額から減額する額を改定することとしました。

裏面ですが、3. 普通徴収に係る仮算定を廃止し、納期の数を6回から8回に改定することとしました。

4. この条例は令和2年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第15号弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の あらましを御覧ください。

- 1. 後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期の数を6回から8回に改定することとしました。
  - 2. この条例は令和2年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第16号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

- 1. 令和元年10月の消費税率10%への引上げによる軽減強化の財源が満年度化することに伴い、令和2年度の保険料は、軽減強化の完全実施後の額に改めることとしました。
  - 2. この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

次に、議案第17号弥富市保健センター条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市保健センター条例の一部を改正する条例のあらましを 御覧ください。

- 1. 新庁舎の完成による保健センターの移設に伴い、位置の変更を行うこととしました。
- 2. この条例は令和2年5月7日から施行することとしました。以上でございます。
- 〇議長(大原 功君) 次に、大野開発部長。
- **〇開発部長(大野勝貴君)** 続きまして、開発部所管の議案の説明をさせていただきます。

議案第18号市道の廃止についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、廃止路線調書を御覧ください。

東中地115号線は、農道整備事業に伴い、鍋田44号線は市営火葬場建設事業に伴い、調書 にございます2路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第19号市道の認定についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、認定路線調書を御覧ください。

東中地115号線、西中地239号線は、農道整備事業に伴い、鍋田47号線は市営火葬場建設事業に伴い、調書にございます3路線を認定するものでございます。

以上が開発部所管の議案の説明でございます。

- 〇議長(大原 功君) 次に、渡邉総務部長。
- 〇総務部長兼財政課長(渡邉秀樹君) 議案第20号令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,842万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を172億4,308万9,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な増額の内容といたしましては、市税6,510万円、また公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1億2,453万7,000円、学校施設整備事業債1億2,060万円。なお、補助金起債につきましては、国の補正予算に伴うもので、全額繰越明許費で翌年度に繰り越すものでございます。

歳出予算の主な増額の内容といたしましては、介護保険特別会計給付費繰出金305万7,000円、低所得者保険料軽減繰出金453万9,000円を計上するものであります。

なお、小・中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備に伴う工事費及び管理委託料につきましては、全額を繰越明許費で翌年度に繰り越すものであります。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第21号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出それぞれ321万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億234万3,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、財政安定化支援事業繰入金90万9,000円の増額を 計上する一方、出産育児一時金繰入金460万円の減額を計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、国民健康保険事業財政調整基金積立金320万9,000 円の増額を計上する一方、出産育児一時金690万円の減額を計上するものであります。

次に、議案第22号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、 歳入歳出それぞれ3,175万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億1,018万4,000円とす るものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料2,260万5,000円、支払基金交付金の介護給付費交付金903万6,000円の増額を計上する一方、第1号被保険者保険料の現年度分普通徴収保険料1,923万9,000円の減額を計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、居宅介護サービス給付費5,120万1,000円、居宅介護サービス計画給付費782万2,000円の増額を計上する一方、地域密着型介護サービス給付費1,798万1,000円、施設介護サービス給付費735万2,000円の減額を計上するものであります。

次に、議案第23号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を4億1,877万6,000円とするものであります。

最後に、議案第24号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を12億6,361万1,000円とするものであります。以上でございます。

○議長(大原 功君) お諮りいたします。

本案17件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本案17件は継続議会で審議することに決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第29 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

- ○議長(大原 功君) この際、日程第25、発議第1号を議題といたします。
  本案は議員提案ですので、提出者である早川議員に提案理由の説明を求めます。
  早川議員。
- **〇12番(早川公二君)** 12番 早川公二。

議会広報編集特別委員会の設置について提案をいたします。

この議案は、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条の規定に基づきまして 議会だよりを編集、発行するものであります。委員の定数は13名でございます。御審議賜り ますようよろしくお願いいたします。

○議長(大原 功君) これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大原 功君) 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

ただいま設置されました議会広報編集特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とし

たいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、議会広報編集特別委員会は閉会中も審査を継続する委員会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会広報編集特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、大原功議員、三浦義光議員、早川公二議員、鈴木みどり議員、那須英二議員、高橋八重典議員、加藤克之議員、江崎貴大議員、横井克典議員、佐藤仁志議員、加藤明由議員、小久保照枝議員、板倉克典議員を指名いたします。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、議会広報編集特別委員会委員は、ただいま指名いたしましたとおりに選任することに決定いたしました。

それでは、議会広報編集特別委員会委員による正・副委員長の互選をお願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 午前11時22分 休憩 午前11時30分 再開 ~~~~~~~ ○ ~~~~~~

○議長(大原 功君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定による議会広報編集特別委員会の正・副委員長が互選されましたので、結果を局長から報告させます。

局長。

○議会事務局長(安井耕史君) 御報告いたします。

議会広報編集特別委員会の委員長には那須英二議員、副委員長には江崎貴大議員が選任されましたので御報告いたします。以上でございます。

○議長(大原 功君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

午前11時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

# 弥富市議会議長 大 原 功

- 同 副議長 鈴 木 みどり
- 同 議員 小久保 照 枝
- 同 議員 堀 岡 敏 喜

令和2年3月16日 午前10時00分開議 於議場

1. 出席議員は次のとおりである(16名)

| 1番  | 板 倉 克 典 | 2番  | 那 | 須 | 英  |           |
|-----|---------|-----|---|---|----|-----------|
| 3番  | 小久保 照 枝 | 4番  | 堀 | 岡 | 敏  | 喜         |
| 5番  | 加藤明由    | 6番  | 佐 | 藤 | 仁  | 志         |
| 7番  | 横井克典    | 8番  | 江 | 崎 | 貴  | 大         |
| 9番  | 加藤克之    | 10番 | 高 | 橋 | 八重 | 重典        |
| 11番 | 鈴 木 みどり | 12番 | 早 | Ш | 公  | $\vec{-}$ |
| 13番 | 平 野 広 行 | 14番 | 三 | 浦 | 義  | 光         |
| 15番 | 佐 藤 高 清 | 16番 | 大 | 原 |    | 功         |

- 2. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 3. 会議録署名議員

5番 加藤明由 6番 佐藤仁志

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

| 市  |                  | 長      | 安  | 藤       | 正  | 明         | 副  |     | <b>†</b> | Î          | 長      | 大 | 木 | 博 | 雄 |
|----|------------------|--------|----|---------|----|-----------|----|-----|----------|------------|--------|---|---|---|---|
| 教  | 育                | 長      | 奥  | Щ       |    | 巧         | 総財 |     |          | 3 長<br>課   | 兼<br>長 | 渡 | 邉 | 秀 | 樹 |
|    | 生 部 長<br>祉 事 務 所 | 兼<br>長 | 宇佐 | 定美      |    | 悟         | 肨  | 多   | Ě        | 部          | 長      | 大 | 野 | 勝 | 貴 |
| 教  | 育 部              | 長      | 立  | 松       | 則  | 明         |    |     |          | 次 長<br>設 室 |        | 伊 | 藤 | 重 | 行 |
| 開農 | 発 部 次 長<br>政 課   | 兼<br>長 | 小空 | <b></b> | 己喜 | <b>手雄</b> | 開土 |     |          | 次 長<br>課   | 兼長     | 伊 | 藤 | 仁 | 史 |
| 会  | 計管理              | 者      | 横  | Щ       | 和  | 久         | 監事 |     | 至务       | 委局         | 員<br>長 | Щ | 下 | 正 | 巳 |
| 総  | 務課               | 長      | 佐  | 藤       | 文  | 彦         | 秘  | 書   | 広        | 報課         | 長      | 安 | 井 | 幹 | 雄 |
| 企  | 画政策課             | 長      | 佐  | 野       | 智  | 雄         | 危  | 機   | 管:       | 理課         | 長      | 伊 | 藤 | 淳 | 人 |
| 税  | 務課               | 長      | 佐  | 藤       | 雅  | 人         | 収  |     | 内        | 課          | 長      | 細 | 野 | 英 | 樹 |
| 市十 | 民課長四山支所          | 兼<br>長 | 鈴  | 木       | 博  | 貴         | 保  | : 険 | 年:       | 金課         | 長      | 服 | 部 | 利 | 恵 |
| 環  | 境課               | 長      | 柴  | 田       | 寿  | 文         | 健  | 康   | 推        | 進課         | 長      | 飯 | 田 | 宏 | 基 |

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 福 祉 課 長 大 木 弘 己 藤井 清 和 十四山総合福祉 センター所長 児 童 課 長 山 守 美代子 商工観光課長 横 江 兼 光 下水道課長 都市計画課長 梅  $\blacksquare$ 英明 水 谷 繁 樹 学校教育課長 弘 会 計 課 長 伊 藤 えい子 渡 邊 生涯学習課長兼 十四山スポーツ 山 森 隆 彦 図書館長 服 部 朋 夫 センター館長 歴史民俗資料館長 伊 藤 隆彦 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 安 井 耕 史 書 記 鷲 尾 里 恵 記 伊 藤 幸 玉 6. 議事日程 日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 議案第1号 令和2年度弥富市一般会計予算 令和2年度弥富市土地取得特別会計予算 日程第3 議案第2号 日程第4 議案第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算 日程第5 議案第4号 令和 2 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 日程第6 議案第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計予算 日程第7 議案第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計予算 日程第8 議案第7号 訴えの提起について 日程第9 議案第8号 弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 日程第10 例の一部改正について 日程第11 議案第10号 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について 日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について 日程第13 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について 議案第13号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について 日程第14 日程第15 議案第14号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 日程第16 議案第15号 弥富市介護保険条例の一部改正について 日程第17 議案第16号 弥富市保健センター条例の一部改正について 日程第18 議案第17号 日程第19 議案第18号 市道の廃止について

日程第20 議案第19号 市道の認定について

日程第21 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)

日程第22 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第23 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第24 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第25 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

(追加提案)

日程第26 議案第25号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第7号)

日程第27 議案第26号 令和元年度弥富市土地取得特別会計補正予算(第1号)

~~~~~~

午前10時00分 開議

〇議長(大原 功君) ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(大原 功君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤明由議員と佐藤仁志議員を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第2 議案第1号 令和2年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計予算

○議長(大原 功君) この際、日程第2、議案第1号から日程第7、議案第6号まで、以上 6件を一括議題といたします。

本案6件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言の許可をいたします。

平野広行議員。

**〇13番(平野広行君)** 13番 平野広行でございます。

私は、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算について、3点質問いたします。

まず1点目ですが、固定資産税の積算根拠について伺います。

当初予算案作成において、歳入は当然少なめに計上しますが、本市の場合、決算額との比較で、その乖離が大きいのではないかと以前から指摘をされております。28年度におきましては、強く指摘したためかどうか分かりませんが、29年度の予算においては6,000万円の乖離でしたが、30年度は1億5,500万円、31年度は決算額はまだ出ておりませんが、最終見積額との比較ですが、1億3,000万円の乖離が出ております。今年度は、財政調整基金取崩し額も約7億6,600万円と大きく取り崩す形の予算案作成となっているわけですが、この乖離を少なくすれば、財政調整基金の取崩しも少ない予算案作成ができるのではないかと思います。当初予算の比較では前年度比1億1,200万円の増ですが、前年度の最終見込額との比較では1,800万円減での計上となっておりますので、その積算根拠について伺います。

- 〇議長(大原 功君) 佐藤税務課長。
- ○税務課長(佐藤雅人君) 改めまして、おはようございます。

平野議員の御質問に対して御答弁申し上げます。

固定資産税につきましては、土地に係るもの、家屋に係るもの、機械、構築物等の償却資産に係るものがございます。

最初に、土地に係る固定資産税につきましては、農地転用等に伴う地目変更による宅地、 雑種地の面積の増加により、令和2年度は令和元年度最終見込額より750万円の増額を見込 んでおります。

次に、家屋に係る固定資産税につきましては、新築、増築家屋の増加により、令和2年度は令和元年度最終見込額より3,350万円の増額を見込んでおります。

一方、償却資産に係る固定資産税につきましては、機械、構築物等の通常減価償却分等を 考慮して積算しており、令和2年度は令和元年度最終見込額より5,700万円の減額を見込ん でおります。

そうした結果、令和2年度の固定資産税の当初予算につきましては、トータルでは令和元 年度最終見込額より減額となったものでございます。以上でございます。

## 〇議長(大原 功君) 平野議員。

○13番(平野広行君) 土地、家屋に係る固定資産税については、令和元年度の最終見込額より増額を見込んでいるが、償却資産については、それを上回る減額を見込んでの積算ということで、少なくなっておるということですね。

これを思いますと、企業の設備投資あるいは企業立地、これが少ないと見込んでみえるのかなあというふうに理解をしております。

それでは2点目ですが、普通交付税1億5,000万円の積算根拠についても伺っていきます。本市の財政力指数も、平成24年度から0.98というのが続きまして、29年度からは0.99と財政力がアップしておりまして、不交付団体になるんではないかなあと心配をしているところでありますが、それに伴いまして、当然普通交付税も減少してきております。

これは、合併算定替えによる補填部分が大きく影響をしております。合併算定替え分も28年度から段階的に減額され、今年度、令和2年度でなくなるということになっております。 平成22年、23年度においては、本市の財政力指数も1.02という不交付の団体でありましたが、この合併算定替えのおかげで、約6億円から7億円近い普通交付税を頂いておりました。

このような経緯の中で、本年度は前年度当初予算額3億円に比べ、その半額に当たる1億5,000万円の予算計上となっており、大きく減額された予算計上となっておりますが、その積算根拠について、合併算定替えも含めてお答えください。

## 〇議長(大原 功君) 渡邉総務部長。

○総務部長兼財政課長(渡邉秀樹君) おはようございます。 お答えいたします。 普通交付税の令和2年度の積算につきましては、まず、令和元年度の決算見込額をベースに積算するわけでございますが、令和元年度は、決算見込額は2億7,263万1,000円を見込んでおります。

次に、具体的な積算方法につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額との差額、い わゆる財源不足額を積算いたします。この財源不足額が、普通交付税と臨時財政対策債を合 わせた額となるわけでございますが、この財源不足額は、税収、交付金、公債費の増減によ る影響なども勘案し、積算しております。

その結果、令和2年度は財源不足額を1億8,800万円と見込み、それを令和元年度の普通 交付税と臨時財政対策債の額の比率で案分し、さらに地方財政計画の動向も踏まえながら、 それぞれの予算額を積算しているものでございます。

そうした中、御指摘の合併算定替えの縮減に伴う減額は、約7,000万円を見込んでおります。

- 〇議長(大原 功君) 平野議員。
- ○13番(平野広行君) それでは3点目ですが、普通交付税の一部とみなされておりますが、 臨時財政対策債4,100万円について伺います。

臨時財政対策とは、平成13年度に創立されて28年度までの措置でしたが、平成29年度の地 方財政計画において、31年度まで延ばすことになりました。

臨時財政対策債は地方債でありまして、借金に変わりはありませんが、その返済、元利償還金が後年度において全額交付税に算入されることから、普通交付税の代替措置とみなされております。

平成24年度から26年度にかけては、発行可能額として6億円近い臨時財政対策債を当初予算に計上しておりましたが、昨年度では当初予算に1億4,600万円の計上となりました。今年度は前年度に比べ1億500万円の減額、率にして72%減の4,100万円の計上でありますが、その積算根拠についてもお伺いします。

- 〇議長(大原 功君) 渡邉総務部長。
- ○総務部長兼財政課長(渡邉秀樹君) お答えいたします。

臨時財政対策債の当初予算額が、令和元年度より1億500万円減額になっているという御 指摘でございますが、令和元年度の決算見込額は8,170万円となっており、既に当初予算額 と乖離が生じております。

このような普通交付税と臨時財政対策債の比率につきましては、毎年度、国の方針により変更されてまいりますので、想定することが難しく、したがいまして、本市におきましては前年度の比率を元に積算しているところでございます。

〇議長(大原 功君) 平野議員。

**〇13番(平野広行君)** 普通交付税と臨時財政対策債の積算根拠について伺いましたが、国の方針によって毎年度変更されるということで、積算は本当に難しいと思います。本市では、そういった中、前年度における両者の比率ですね、案分、これによって積算しているという答弁で、概算を見ますと4対1ということで理解してよろしいですね。

これは私もちょっと調べてみたんですが、平成24年度におきましては、普通交付税と臨時 財政対策債合わせたものが12億円あったんです。30年度におきましてはこれが4億6,000万 円、本当に7億4,000万円ほど減額になっていると、大変厳しい財政状況です。財政当局、 本当に難しい財政のかじ取りをされると思いますが、しっかりと取り組んでいただきますよ うお願い申し上げまして、私の議案質疑を終わらせていただきます。

- 〇議長(大原 功君) 次に、佐藤仁志議員。
- ○6番(佐藤仁志君) 6番 佐藤仁志でございます。

第1号議案、歴史民俗資料館管理運営事業についてお伺いします。

歴史民俗資料館を、保健センターの移転に伴い、図書館棟の1階に移転させる計画について伺います。

公共施設再配置計画案では、昭和60年に建設された図書館棟は建設後35年が経過し、第1期で図書館と市民ホールの40年間隔の大規模修繕が予定されています。弥富市役所本庁舎に 隣接する図書館棟は、市外から転入された市民や弥富市を初めて訪れる市民だけでなく、市 役所を訪れる市民にとって最も好都合な場所にあります。

公共施設再配置計画に示されているように、今後厳しい財政状況の中で、公共施設の再配置については、その目的、機能、利用対象者、事業効果等を総合的に検討し、厳しく精査して取り組んでいく必要があります。また、可能な限り複合化を進めることによって施設の効率を高め、市民にとってより利用しやすく、行政効果を発揮させる必要があります。

本庁舎のすぐ隣という最も重要な場所に、文化と観光、まちづくりの機能を持つ、まさに弥富市の顔とも言える市民利用施設の位置にあるのが現在の図書館棟です。 2 階の図書館や3 階の市民ホールと総合的に連携し、図書館棟全体の顔となるのがこの図書館棟1 階です。歴史民俗資料館からの聞き取りによれば、床面積の半分が収蔵庫ということですが、これほどの重要な場所においては、従来の展示だけでなく、様々な市民交流の仕掛けが必要であり、歴史民俗を狭く捉えるのではなく、現在の弥富の生き生きとした文化や産業やまちづくり、未来の子供たちへのメッセージを含めた形で、単に展示スペースではなく、市民交流の場が必要であると考えられます。

公共施設再配置計画の試金石となるプロジェクトであり、まずは市役所の若手職員をはじめとして、各部署が横断的に、弥富の顔となるこの図書館棟全体についてあるべき姿を検討してください。商工会や観光協会をはじめ、様々な弥富市でまちづくりに関わっている団体

の活躍の場として、どのような交流ができるのか。関係団体も一緒になって真剣に検討する場をつくるべきです。今後の公共施設の長寿命化、再配置の個別計画を検討するときのノウハウを強化することにもなります。

この点について、市長のお考えをお伺いします。

- 〇議長(大原 功君) 安藤市長。
- **〇市長(安藤正明君)** 歴史民俗資料館の移転計画の検討に当たりましては、現在、市民ワークショップを開催し、市民の皆様の御意見を頂いているところであります。

図書館棟1階の資料館が入る部分につきましては、収蔵庫の面積を当初の計画より削減し、市民交流スペースを設けるとともに、観光協会との連携を視野に入れ、観光情報の発信について強化すべく検討を進めてまいります。公共施設の長寿命化、再配置計画を含め、資料館の移転を中心とした図書館棟全体の計画につきましては、今後も関係部署を交えて検討してまいります。以上でございます。

- 〇議長(大原 功君) 佐藤仁志議員。
- ○6番(佐藤仁志君) ありがとうございました。

それでは、総合的に取り組んでいただけるようお願いいたします。

2番目に、第1号議案、資産税賦課事務事業についてお願いします。

現在の社会、経済、そして行政組織を支える鍵は、情報、特に地図情報が重要です。3年に1回の航空写真による写真撮影は、弥富市の現状を把握するためにとても有効な情報です。 現状では、税務課の窓口でのみ、写真地図情報について様々なことが読み取ることができますが、あらゆる面で弥富市の行政に生かすべきです。

特に災害時において、被害調査をより早く、より的確に、効率よく正確に収集するために、この写真地図情報は現地を調査する上でとても有益です。例えば、ドローンで撮影したとしても、現場の被災する前の状況と対比できなければ災害の状況を正確に把握できません。また、現地を歩いて調査する場合でも、都市計画基本図や住宅地図程度の情報量に比べて写真情報ははるかに有効です。また、現在、危機管理の面から町内会単位でハザードマップの作成が奨励されていますが、一般市民にとって都市計画基本図の地図情報はとても分かりにくい。写真情報は非常に分かりやすく、様々な情報を読み取ることができる有益な地図です。

一方、公共施設の長寿命化の中で、インフラ系の施設として道路、水路等の台帳整備が必要になってきていますが、この写真地図情報は、相当量の情報を持つデータベースと言えます。この写真地図情報は、道路、水路のメンテナンスのための情報にも生かすことができ、長期的な見通しだけでなく、現在の繁忙な業務のためにも生かしていただけたらと思います。

課税の適正化を目的として航空写真が撮影され、地図情報が更新されていますが、防災や 公共施設管理の観点から有効利用を検討してください。この点について、総務部長のお考え をお伺いします。

- 〇議長(大原 功君) 渡邉総務部長。
- ○総務部長兼財政課長(渡邉秀樹君) お答えいたします。

現在の都市計画基本図につきましては、税務課が撮影した航空写真を使用し、図化した後、 地図情報として活用いたしております。これらの写真情報及び地図情報は、税務はもちろん のこと、介護・福祉、都市計画、土木、下水道のシステム上でも利用しております。

これらのうち、公共施設管理上で活用されているシステムは、都市計画道路、用途地域の情報や道路台帳の一部情報、下水道台帳の情報などがございます。

また、防災の面につきましては、現状では、防災に関する情報収集などは、国土地理院地 図や愛知県防災学習システムの標高や浸水深などの情報を記載しているものを主に利用して おります。

さらに、ゼンリンと災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結しており、毎年、最新の地図やデジタル情報も更新しております。あわせて、災害時における無人航空機による支援協力に関する協定をドローンスクール2社と締結しておりますので、最大限災害時には生かしていきたいと考えております。

税務課の写真情報等につきましては、災害時の活用について連携していくことを事前に協 議してまいります。

- 〇議長(大原 功君) 佐藤仁志議員。
- ○6番(佐藤仁志君) ありがとうございました。

今後、地元で防災会等でも活用していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 最後に、観光振興推進事業についてお伺いします。

弥富市民にとって、弥富市が観光地というイメージはほとんどないと考えられます。しかし、多くの弥富市民が各地に観光し、多くの交流を持ち、文化的にも産業的にも様々な交流とイノベーションを生み出しています。人間は観光する動物であると言ってもいいのかもしれません。つまり、何か特別な観光資源がある必要はなく、人と人が触れ合うきっかけが観光であり、自分が拠点を構える地域が持つ歴史的・文化的なポテンシャルを自覚的に育てて発信することが観光の要と言えます。そして、自分のアイデンティティー、つまり個性を自覚的に発信し、関係者を広げていくことが観光であり、いわゆる関係人口を広げていくことがまちの発展と持続性にとって欠かせません。

最近の各市の観光協会は、旧来の神社・仏閣等の古いカテゴリーの観光資源にとらわれず に、その地の魅力の発掘に努め、その市内の人々がその地域のアイデンティティーを高める ところからスタートし、その地域の人々が誇りを持つことによって、おのずと観光都市とし ての発展の原動力となっています。 以上の点で、歴史民俗資料館との連携も含めて、あるものを見せるのではなく、今ある 人々の市民の生活や、産業や文化を活性化する観光協会であってほしいと思います。単なる イベントを行う観光協会ではなく、まちを活性化させる点でまちづくりを視野に入れた今後 の観光協会の在り方と機能、関連団体との連携についてどのように考えているか、商工観光 課長のお考えを伺います。観光協会に助成する事業の狙いの説明と、観光協会の体制検討を 説明してください。お願いいたします。

- 〇議長(大原 功君) 横江商工観光課長。
- **〇商工観光課長(横江兼光君)** お答えいたします。

観光推進事業につきましては、観光協会に助成を行い、市における観光事業の振興を推進 いたしております。

観光協会では、市内における桜まつりや芝桜まつりなどのイベントを開催し、また市外の様々なイベントに参加し、市の観光案内や情報発信、地場産業であります弥富金魚や特産物のPRを行っております。観光協会としましては、商工会、金魚漁業協同組合、鉄道事業者などと連携して、市の魅力や知名度の向上を図り、より多くの方々に弥富市を訪れていただけるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

また、観光協会では、より幅広く民間の方に参加いただき観光を推進する体制をつくるため、昨年度の役員会から役員見直しの協議を行い、昨年12月より新たに顧問といたしまして市広報大使、市内鉄道事業者の近鉄、JR、名鉄の3事業者などに加入いただく見直しを行いました。今後は観光協会の独立を視野に入れ、歴史民俗資料館との連携も含め、周辺自治体等を参考に研究してまいりたいと考えております。

- 〇議長(大原 功君) 佐藤仁志議員。
- ○6番(佐藤仁志君) どうもありがとうございました。

これからますます様々な関係団体、あるいは市民の方と協力して発展させていただきたい と思います。どうもありがとうございました。

- 〇議長(大原 功君) 次に、横井克典議員。
- **〇7番(横井克典君)** 7番 横井克典でございます。

私からは1点御質問させていただきます。

議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算について質問させていただきます。

令和元年度より、市は厳しい財政状況を乗り越えるため、行財政アドバイザー制度を導入いたしました。令和2年度の予算に関する説明書の2款総務費、1項総務管理費、8目企画費の企画政策事業費におきまして、行財政アドバイザー報償費が19万7,000円と計上されております。令和2年度の予定開催回数と、行財政アドバイザーにはどういった方を委嘱され、またその方の報酬額は幾らでお願いしてみえるのか、さらに行財政アドバイザーに行ってい

ただく内容と、それに期待できる効果について伺わせていただきます。

- 〇議長(大原 功君) 佐野企画政策課長。
- **○企画政策課長(佐野智雄君)** お答えいたします。

行財政アドバイザーの予定開催回数につきましては、行財政に関する取組につきまして2回、事務事業の見直しに関する取組について2回、若手職員の育成に関する取組について7回の開催を予定しております。

各アドバイザーに委嘱している方は、行財政に関する取組につきましては大阪大学大学院の赤井教授、中京大学の釜田教授と斎藤准教授に、事務事業の見直しに関する取組につきましては滋賀大学の横山教授に、若手職員の育成に関する取組につきましては名古屋市立大学大学院の三浦准教授にお願いしております。

なお、報酬額につきましては、全て1時間当たり5,000円でございます。

また、行財政アドバイザーに行ってもらう内容と期待する効果につきましては、市長及び職員が市政における重要な政策判断や政策研究を行うことに当たりまして、専門的な立場から個別に助言などを頂くことによりまして、本市が今後も引き続き持続可能な行政運営を取り組んでいけることを期待しております。以上でございます。

- 〇議長(大原 功君) 横井克典議員。
- ○7番(横井克典君) 先ほど企画政策課長のお話から、3つの大きなテーマで令和2年度は 行財政アドバイザーを活用した事業が展開されるというお話を伺いました。

今年度も若手職員の政策勉強会をされたということで、担当係の方からお話を伺いますと、 かなり若手の職員の方も政策立案について組織横断的な勉強ができてよかったというような お話を伺っております。私も個人的にはこういった若手職員の育成というものは大切だとい うふうに考えております。

私のほうからの質問はこれで終わらせていただきます。

○議長(大原 功君) 他に質疑の方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長(大原 功君) 以上で質疑を終わります。

本案6件は、お手元に配付した議案付託表のとおりに所管の委員会に付託いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第8 議案第7号 訴えの提起について

○議長(大原 功君) 次に、日程第8、議案第7号を議題といたします。

ここで、副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

〇副議長(鈴木みどり君) 議長に代わり議事を進行します。

地方自治法第117条の規定により、大原功議員の退場を求めます。

〔議長 大原功君 退場〕

○副議長(鈴木みどり君) 本案は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。 通告に従い、発言を許可します。 まず、加藤明由議員。

○5番(加藤明由君) 5番 加藤明由でございます。

議案第7号について御質問させていただきます。

まず、議案第7号の3番、訴えの相手方が大原功氏1名になっておりますが、これはこれでよろしいんでしょうか。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- ○市長(安藤正明君) 一部の土地の所有者には、相手方の親族名義も含まれておりますが、 擁壁につきましては、調停において相手方が設置したことを認めており、また共同住宅の所 有は登記簿上も相手方1人でございますので、親族の方は訴訟の被告とはしない予定でござ います。以上でございます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 加藤明由議員。
- ○5番(加藤明由君) 確かに、この関連の土地5筆のうち、少なくとも196の3番地、これは親族名義になっております。この状態で判決が下りた場合に、土地所有者に責任が問えないというような状態にならないかなあということを心配しておりますが、その点がどうかということと、これはまだ訴状が来ていないかと思うんですが、現在、相手方から訴えが起きておるそうですが、その原告は1名なのか2名なのかお尋ねをいたします。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- 〇市長(安藤正明君) 訴状が届いておりませんものですから、お答えを控えさせていただきます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 加藤明由議員。
- ○5番(加藤明由君) これも多分、訴えとなりますと、土地の所有者が私のものだ、時効だというふうにおっしゃるのならば、2名ないと私はおかしいと思うんですが、この辺は顧問弁護士さんもお見えになることですから、そちらのほうときちんと協議をしていただいて、後で問題が起こらないようにしていただくということで結構でございますが、次、2番目の質問でございます。

2番目が、現在市が133万2,675円という請求をされておるわけでございますが、そもそも 固定資産税評価額の5%で計算されておるわけですが、この根拠をお聞きしたいと思います。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- **〇市長(安藤正明君)** 公有財産の一部使用の許可につきましては、地方自治法第238条4第

7項の定めを受けて、弥富市公共用物管理条例が定められております。行政財産は原則として、これに私権を設定することなどが禁止をされているところでございます。市条例では、許可の必須条件といたしまして。公共用物の管理に支障を及ぼさないことのほか、必要やむを得ないと認められる場合に限ってとなっております。したがいまして、本事案につきましては、当該土地の原状回復及び返還と、返還までの間の使用料の返還を求めるものでございます。以上でございます。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 加藤明由議員。
- ○5番(加藤明由君) ただいま公共用物管理条例という話が出てまいりましたが、この条例でいきますと、正規に水路、道路を市のほうからお借りした場合の別表1として、この使用料が使用面積1平方メートル1年につき1000分の64となっておりますが、1000分の64はイコール6.4%になるはずなんですが、なぜこれが5%になっておるのかということと、もうつつは、あくまでもこの公共用物管理条例は、確かに正規にものを借りた場合の条例であると思うんですが、その中に、19条としまして過料、いわゆる過ち料でございますが、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額、5万円に満たない場合は5万円以下の過料に処するとなっておるわけですが、これはまさしく不正行為であるということで私も監査請求を出しまして、したがって監査の結果に従って市のほうが勧告されておると思うんですが、この辺の考え方というのをちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願いいたします。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- **〇市長(安藤正明君)** 前段の部分のパーセンテージの違いにつきましては、市街化区域と市街化調整区域の差でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

そしてまた、公共用物の条例に基づいてということでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、原状回復及び返還と、返還までの間の使用料を求めていくものでございます。以上でございます。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 加藤明由議員。
- ○5番(加藤明由君) これは、この用水の前にも別件で監査請求を出しましたのが、平島町地内の大脇というところにありました、これは法人たる会社のプロパンボンベの不法占拠事件でありました。これは、市のごみ置場に無断でプロパンボンベが5本並べられて、近隣10軒ほどに集中供給されていました。これはすんなりと撤去がされて、使用料として10万8,870円の使用料が支払われております。それで、これもまさしく不正行為だと思うんですが、撤去されましたのでこれは認められた、本人はお認めになったものだと私は解釈しておりますが、あくまでもこれは法人たる会社がやったことでありまして、その代表者が、名前は出しませんけど問題の人であると。ですから、これを行政財産の管理条例でしたかね、そ

ちらのほうも同じような文言で、不正もしくは詐欺の手段によって徴収を免れたものは 5 倍以下と、こういうふうになっておるわけですけど、これは、今まで多分、こんな条例を適用したことは全くないと思うんですが、今回の件に関しますと、これを全く適用しないと、今後このような事案が発生した場合に、一切これは条例があってもないものだと、こういうふうに思えてくるわけなんですが、なぜこれを適用されないのか。そもそもこれが何のための条例か。

以前にも、そのガスボンベのときもちょっと担当課長さんとお話ししたんですけど、なかなか条例が適用しにくいというお話を聞いておりますが、そうしますと、この条例は正規に水路、道路を借りた人が、途中から不正行為をした場合は5倍以下の過料となって、最初から全て全部不正をやった人は一切適用がないとなったら、ちょっとこれは市民の皆さんに納得いくんですかね、こういうやり方をすると。どちらが悪質といいますと、当然全てを不正したほうが悪質だと思うんですが、ところがこの条例で、ごみ置場のときの話ですと、条例が適用しにくいからこの条例は適用しないという話でした。そのためにわざわざ監査請求も出したんですけど、それも同じような考え方で棄却されております。ですから、もう一回言いますけど、正規にものを借りた人が途中で不正をやると5倍以下の過料、最初から全部無視をしてやった人はゼロ、この考え方が実際通用するか、この辺もちょっとお答え願いたいと思います。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 大木副市長。
- **○副市長(大木博雄君)** 加藤議員の言われることは正論であるとは思います。思いますけれども、もともと行政財産というのは、そういったことにお貸ししないというのは大前提になっております。今回、請求させていただいているのは、民法による不当利得ということで使用料ではございません。言われることは十分分かりますけれども、最終的に裁判になったときには、やっぱり条例ではなく不当利得、民法に従って請求していくということでありますので、御理解を頂きたいというふうに思っております。そういった状況です。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 加藤明由議員。
- ○5番(加藤明由君) 今回、訴えの提起につきましても、民法703条、704条の規定により云々と書いてありますけど、確かに条例の解釈、ちょっと私どももどういうふうにこれを解釈していいかはっきり分からない部分もあるんですが、704条というのが、たしか金利の部分ですよね。金利は確かに民法404条で、取決めのない金利は5%、これはもう間違いなく決まっておるわけですが、何かこの辺がちょっと曖昧で、こういうことが起こった場合に間違いなく適用できる条例というのはどこを探してもないわけですが、一番近い条例がこの公共用物管理条例かなと思いまして、私はこの条例に従って請求させていただければ、あとは5倍以下となっていますけど、5倍にするのか3倍にするのか2倍にするのか、その辺もど

なたがこれをお決めになることか分かりませんけど、もうこの辺を全て、いずれ裁判になる んだったら裁判所のほうの判断に委ねたらどうかと思いますが、いかがですかね。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 大木副市長。
- **○副市長(大木博雄君)** 請求金額については、当初勧告させていただいた金額でさせていただくことになると思います。

裁判になった場合に、我々が請求した金額以上の判断をするということは、裁判官はない と思います。それ以下になることはあるかと思いますが、そういったふうになるかと思いま す。

それと、先ほど市街化と市街化調整区域について若干差があるわけでありますけれども、 これについては確かにその条例を参考にさせていただきましたけれども、適用したわけでは ございません。以上です。

- ○5番(加藤明由君) ありがとうございました。以上でございます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 次に、那須英二議員。
- ○2番(那須英二君) 2番 那須英二です。

私もこの議案第7号訴えの提起について御質問させていただきます。

第1項目めにつきましては、先ほど加藤議員のほうより詳しいことがございましたので、 省略させていただきます。

市管理の公共用施設に対して、コンクリート擁壁の撤去及び当該土地の原状回復を求める 訴えでございますけれども、まずその前提として、この訴えの理由の中に、調停不成立とい うことで書いてございます。この調停不成立の理由と、また相手方はどのように言っておら れるのか、御回答をお願いします。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 大野開発部長。
- 〇開発部長(大野勝貴君) お答えいたします。

調停において、市は弥富市監査委員から出された監査結果の勧告に基づき、擁壁が設置された平成18年10月6日から撤去までの間の使用料相当額及び令和3年10月3日までに境界をはみ出した部分の擁壁を撤去するように求めましたが、相手方より水路敷地の買取りの申出がございました。しかし、双方話合いでの解決が見込めないことから、調停が不成立となったものでございます。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 那須英二議員。
- ○2番(那須英二君) この問題となっている用地は水路ということでございますけれども、水路に関して買取りという方向はまずあり得ないというふうに私は思っておりますし、また国からもそういった通達が出ていると思いますので、ここら辺はしっかりと市のほうもそのような認識の元で頑張っていただきたいと思っております。

また、原状回復をこうして求めているわけでございますけれども、こうした原状回復は2年ということでございます。ただ、この2年、裁判等、訴訟等で長引いていけば、どんどん期限が遅れていくような気がしておりますけれども、いつ頃この訴訟を行う予定で今議会の議案として出されたわけでございましょうか。お願いします。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 大野開発部長。
- **○開発部長(大野勝貴君)** 相手方、訴訟代理人より弥富市に対し、名古屋地方裁判所に訴訟 提起した旨の連絡がございましたが、今日現在、裁判所からの訴状は届いておりません。

しかし、訴状の受理及び議案第7号の議決後には、市側訴訟代理人弁護士と相談の上、反 訴の手続を進める予定でございます。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 那須英二議員。
- **〇2番(那須英二君)** 問題となっている土地は水路ということで、特に災害対策にとっては 重要な用地になっております。これを占拠しているわけでございますので、一刻も早く返還 を求める必要があるわけでございます。

しかし、この議案が先送りにされるようなことがあれば、こうした裁判日程もずれ込んで、 監査委員の要求どおりにいきますと、先ほど答弁あったように2年間以内での撤去は難しく なっていくわけでございますので、やはりこれは早急に返却していただく必要がございます。 原状回復して返却していただく必要がありますので、ぜひこの議案に関して早急な対応を行っていただきたいと思いますけれども、市長、そのようなことに関して御意見をお願いします。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- **〇市長(安藤正明君)** 那須議員の御質問でございますが、早急にというようなお話でございますが、現在のところは訴状も届いておりません。

今回は議案の提起ということで出させていただいておりますが、これにつきましても、市 といたしましてはもう少し時間を頂きながらきちんとした対応を取ってまいりたいと思いま すのて、御理解いただきたいと思います。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 那須議員。
- **〇2番(那須英二君)** 訴状ということでございますけれども、やはり訴訟において必要な措置を早急に整えていくことが必要だと私は考えていますし、今、市長がおっしゃったように、もう少し時間をかけたいということはなぜですか。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- **〇市長(安藤正明君)** すみません、時間をかけたいというのはちょっと訂正させていただきますが、訴状が届きましたら対応させていただきたいと思います。以上でございます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 那須英二議員。

- ○2番(那須英二君) 早急にこうした水路が原状回復して、弥富市の安全・安心のために必要な措置として一刻も早く行っていただくことを強く求めまして、この議案に関しての質疑を終わらせていただきます。
- **〇副議長(鈴木みどり君)** 他に質疑の方はありませんか。

[挙手する者あり]

- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- **〇15番(佐藤高清君)** 15番 佐藤高清でございます。

議案第7号について質問をさせていただきます。

2月29日の毎日新聞に「不法占拠の市議を提訴へ、来月定例議会で提案」と、このような記事が載ったわけであります。我々が議案を頂いたのは3月2日であります。我々が知らないうちに、市はどうしてこのような記事になるような発言をされたのか。今、市と各論に入って質疑が行われておるわけでありますけれども、私はこれに入る前の形、いわゆる議員が知らないうちにマスコミが発表するというこの構図、弥富市の議案等々によるコンプライアンスはどうなっておるかと、ここに疑問を持って質問するわけであります。

少なくとも、我々議員が知ってからマスコミに発表していただくのは結構であります。 我々は12月議会において、一般質問の中で市の考えと答弁を聞かされました。初めて我々は 聞くという質問であります。その前に、市は市で考えをマスコミに言い、市の担当者は担当 者でマスコミに発表する、この形が正常であるかどうか質問いたします。

まず、我々議会議員が議案を知る前にこういったマスコミに発表されたことについて、ど のようなお考えかお聞きします。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 大木副市長。
- **○副市長(大木博雄君)** 今の訴えの提起の議案が記者に対して発表したという事実は全くありません。予算に関しては、確かに事前に記者の方に集まっていただいて発表はさせていただきました。その場合も、議員の皆様に議案をお渡しした後にしてくれということをしっかりくぎを刺しておりますので、どこでこういったように漏れたかについては私も全く把握しておりません。記者に対してこういった議案を出すということは一切発表しておりません。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) 明日からこの議案について審議が始まるわけであります。当然我々は監査の結果を尊重して対応するわけであります。しかしながら、2月29日土曜日、毎日新聞です。市は大原市議に対し、土地の明渡しなど求めて提訴する方針を固めた、これは誰の発言ですか。

もう一つ、市担当者は、買い取ればよいという話にはならない、訴訟により原状に戻し、 不当利益を返還してもらいたい、この市の幹部、答弁をお願いします。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 大野開発部長。
- ○開発部長(大野勝貴君) お答えいたします。

この件に関して、私どもが積極的に公表したものではないということでございます。取材を元に窓口のほうに来られました。その際に、全て十分なのか分からないんですが、取材をされていて、これについて事実が間違いないのかということをお尋ねがありました。これに対して、事実のものについて事実ですと申し上げたものです。

また、最後の部分につきましては、一部分だけをちょっと切り取られた形で載ってしまいました。そういうことでございます。基本的には、監査結果に基づくことであると思っています。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) 開発部長、切り取られた部分、そしてまた市の対応されたこの市は 誰ですか。続けて2人、答弁願います。

市の考えが毎日新聞に載っておるわけですけれども、市の考えを発表したのは誰かという ことと、先ほど開発部長が言われた、切り取られた部分の文言をお答え願いたい。

- **〇副議長(鈴木みどり君)** 大野開発部長。
- ○開発部長(大野勝貴君) その取材の中で、3月議会にそういった訴訟のほうがあるのかということがお聞きになられました。ですから、議案に関して全てお話ししたわけではなくて、それがあるかどうかという話をしただけです。そこで方針を固めただとか、そういったことは報道の方が記載されたことだと思っております。

最後の部分につきましては、監査結果に基づき請求していくということを最初に申し上げ ております。

- ○15番(佐藤高清君) 市は誰が毎日新聞に言ったのか。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- ○市長(安藤正明君) この新聞記事につきましては、市のほうは答弁していないと私は信じておりますし、今開発部長のほうからお話がございました、新聞記者の誘導によりまして答えたということは大変軽率なことではございます。コンプライアンスの面におきましても、今後はきちんと幹部、また課長、それからまた全職員に対しまして徹底をしてまいりたいと思っております。以上でございます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 大木副市長。
- **○副市長(大木博雄君)** 私どものほうからは一切発信はしていないというふうに思っておりますけれども、こういった事案が起きた後に、いろんな議員の方から今後どうしていくんだという質問は結構ございました。そういった中で、市の考え方というものをお話しした事実はございます。だから、直接記者の方にお話ししたということは一切ございません。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) 市長のほうから少し軽率であったという話があるわけであります。 少なくとも、議案は我々議員が知ってからの話なんですよ。2月に我々は改選をしました。 その中で、市と争っておる原告が議員であり、またこれを監査請求をしてみえる方が議員に なったわけであります。大変イレギュラーな形だと思っております。であるならば、もっと もっと慎重に、市当局は市長、開発部長、副市長が連絡を密にして、徹底したコンプライア ンスを守るべきじゃなかったんですか。今聞くと、市長は市長、副市長は副市長、開発部長 は開発部長で、単独に応じておるような格好じゃないですか。まるっきり我々は無視されて おるような形ですよ。再度市長、答弁をお願いします。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- **〇市長(安藤正明君)** 佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。このコンプライアンスの問題につきまして、いま一度、市といたしましてもきちんと徹底してまいりたいと思っているところでございます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) じゃあこの2月29日の毎日新聞の記事については、そういう形で収めるとして、今度は3月10日、朝日新聞、そして中日新聞、文書なく経緯不明の案件がよくもよくも2月29日の新聞に答えることができたわけですね。これをなぜ放置、文書なく経緯不明とあるわけですよ。ここに至るまでの。きちんとこれは誰か答弁しておるわけでしょう、朝日新聞に対して。13年前、14年前の案件であって、経緯が不明であると大きく報じられておるわけ。そんな案件を、先ほど市長が謝罪されたけれども、よくもよくもマスコミに言われたわけ。初めて第7号議案が提案されて我々が議論するわけ、もう今各論に入って質問に入っております。その前の段階で全然経緯が分からない、文書もない経緯不明の案件が、どうしてこのような形でマスコミに流れるか。ここの中で市の担当者、また当時の市職員とも出てきますよ。この3月10日の毎日新聞の記事について、答えられる人があったら誰でもいいですから答えてください。
- O副議長(鈴木みどり君) 大野開発部長。
- **〇開発部長(大野勝貴君)** お答えいたします。

朝日新聞の記事、これに関しましても取材がございました。その内容につきましては、さきの12月議会の中でも一通りの流れが語られていると思います。そういったもの、あとそれから監査結果を元に取材がありました。監査結果通知もどこかで入手をされてお持ちだったと思います。そういったものに対して確認をされただけでございます。

- O副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- **〇15番(佐藤高清君)** 開発部長、勝手のいい話じゃないですか。我々議員が今日初めて議

論に入った案件を、そんな言い方はないでしょう。上司の市長、どうですか。そんな言い方 はないですよ、しかし。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- ○市長(安藤正明君) 佐藤議員の御質問でございますが、13年間不法占用というか、これは本当に途中で経緯が分からなくなってしまったということを市側も答えているわけでございます。そのような中で、今開発部長が答えたわけでございますが、本当にこの問題につきまして、私としてもちょっと分からない、この13年、14年でありますものですから、自分の納得いくまで調べてみたいと今は思っております。以上でございます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) そうですよ。我々もこの13年、14年前の話は全く知らない話であります。当然初めからそういった考えを示していただければ、我々も慎重に監査請求の結果を尊重しつつ議論に入れるわけでありますけれども、今回の件はマスコミ優先ですがね。新聞を見た人は、もう決定的に明日議決されて訴訟に入るという内容ですがね、これ。我々の立場はあったもんじゃないですよ。もう一回言いますよ。今回市と争ってみえる、裁判で争ってみえる原告が議員になってみえるわけ。この案件に対し、監査請求をされた方が議員になっているわけです。全くイレギュラーな話ですよ。それをよくもよくも、文書のない経緯不明の案件をマスコミにしゃべったもんですね。おかしいですか、私の質問は。

[「おかしくないよ」の声あり]

- ○15番(佐藤高清君) 12月議会は質問に対して答えただけ。初めて私たちはここに立って聞くわけよ、質問に。その前にマスコミに発表するという馬鹿げた話がありますか。市長はゆっくりと考える時間が欲しいと。最初からそう言っていただければ、我々は監査請求に基づいてきちっとした態度を取りますよ。我々の発言がない前に市が固めちゃったんじゃないですか。市が考えを固めてマスコミに出したんじゃないですか、これ。開発部長、答弁お願いします。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 大野開発部長。
- **〇開発部長(大野勝貴君)** 議会軽視のつもりは全くございません。また、経過なくというのは、さきの議会の中でも御質問がありました。その後の話ですね。通告をいたしました。その後の話について経過がないということでございます。以上です。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) 12月の議員の一般質問の中で、副市長が6月に初めてこの件を知ったと言われたわけであります。6月に知って9月議会がある、12月議会がある。12月議会の一般質問で答えられただけで、我々に提起はなかったですよ。少なくともこのマスコミ誘導で、明日議決されて提訴に入るという流れができておることは事実じゃないですか。開発部

長は議会を軽視していないと言ってみえる。軽視しましたと言えるわけないじゃないですか。 市の幹部、市の幹部と出てくるのは開発部長のことでしょう。朝日新聞にせよ、毎日新聞に せよ。全て開発部長が答えておるわけでしょう、これ。その上司たる副市長、市長、答弁お 願いしますよ。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 大野開発部長。
- **〇開発部長(大野勝貴君)** 報道に書かれております市職員というのは私のことでございます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- **〇市長(安藤正明君)** 開発部長、軽率な発言があったということでございます。これは本当におわびを申し上げる次第でございます。

今、佐藤議員からもいろいろと本当にお話を頂いたところでございます。何年か空白の間がありました。これも私は前市長からは引継ぎを受けていない案件でございますものですから、一度きちんとお話を聞いて、またその当事のお話もしっかりと自分の腹に落として、いろんな対応に当たってまいりたいと思います。以上でございます。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 大木副市長。
- **○副市長(大木博雄君)** まず、事が起きたのは8月です。そういった中で、私どもは監査結果が出る前にいろいろと御本人には通知を出させていただきました。これは実際に10月に監査結果が出たわけでありますけど、それに従って、監査結果に従って、また通知をさせてただきました。

そういった中で、御本人から民事調停の申出があったということで、特に議会のほうには 細かいお話はしておりません。そういった中で、最終的な監査結果報告につきましては、12 月議会で諸般の報告で議員の皆様にお渡しはしていただいているというふうに思っておりま す。そういった中から、いろんな事情については把握していただいておるという前提でお話 をさせていただいておりました。

こういった中で、民事調停につきましては2月20日をもって不成立ということになりましたので、今後どうするんだという話は、当時の現職の議員の方、いろんな方からお話があって、今後の考え方としてはしっかりとお話をさせていただきました。そういったのがどこかから漏れたとは言いませんけど、情報としては新聞記者等に漏れたんじゃないかというふうに思っております。

そういったことからすると、いろいろ私どもに相談があった場合に、議員の方には軽率に お話しできないなんていうふうに思いましたので、こういったことを含めて、全体の場で話 をするのがやっぱり正論かなというふうに思いますので、今後についてはきちっと気をつけ ていきたいというふうに思っております。

特に間違ったやり方をしたと私は思っておりません。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- **〇15番(佐藤高清君)** 明日から7号についての審議が始まるわけでありますけれども、明日間こうと思っておりました。

副市長の話の中で、監査請求が起きたのが8月6日、8月22日に市長の名前で、令和19年までに対策を取ればいいよというような内容のものを出したわけでしょう。明日聞くつもりでおりましたよ。それがいつの間にか監査結果が出て、それを尊重して2年以内に壊しなさいと。この経緯すら我々は知りませんがね。第1回目が令和19年までで結構ですよと。金額云々も書いてありましたけど。それが突然、この11月4日、議長に提出された、監査結果を。そこで、市が考えが二転したわけでしょう。令和19年が2年以内に。そういったことを説明いただきましたか。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 大木副市長。
- **○副市長(大木博雄君)** 実際、監査結果が出る前に、私どもは現場等確認して、実際に水路 の機能自体は阻害されておるわけではありません。そういったことから、過去の経緯をいろ いろそういった情報を得た中で調べました。そうしたら、やはり当事の開発協議の図面と大きく乖離するような開発になっておったということは事実でありましたので、本人に対して 出ていますよという話はさせていただきました。

そういった中で、先ほど言いましたように水路の流れ自体は阻害されているわけではあり ません。確かに水路敷地は侵奪されています。そういったことから、当初まだ監査結果が出 る前に、いわゆる建ててから30年たった建物が償却できる頃に壊してくれという文書を出さ せていただきました。それと、その時期に見合った今まで使われた、いわゆる不法に使用さ れた分、その分については使用料に相当する不当利得として返還してくれということで通知 を差し上げました。ところが、それに対しては全く応じられなくて、自分でも裁判を起こす と。ということで最初にやられたのは民事調停でありましたけど、それと監査結果について はたしか10月だったと思いますが、監査結果について、私ははっきり言って非常に厳しい監 査結果だというふうに思います。その監査結果の監査の勧告内容については、我々には一切 相談がございませんでした。突然の監査結果を頂いてびっくりしたというのが事実でありま す。そういったことから、監査結果を尊重しなければいかんということで、改めて、10月の 中旬だったと思いますが、22日頃かな、ちょっと日にちは忘れましたが、勧告に従って再度 通知を差し上げますということで送っております。それと相前後して、議員の方から民事調 停を起こすということで文書を頂きました。そういったことで、まず民事調停がきちんと終 わらない段階では訴えの提起ということはあり得ないということで、その間については民事 調停が終わるまでは静観という形になりました。

そういった中で、いろんな議員の方から今後どうするんだというふうな御質問を頂いて、

最終的に2月20日に民事調停が不成立になったということで、訴えの提起には入ることになるだろうなということは、聞きに来られた議員の方にはお話はしております。以上でございます。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) 今、副市長のお話から、初めて我々に報告があったような内容だと 思います。初めて聞いた結果だと思います。

それで、今も言われたように、聞きに来られた議員には答弁したと。そこからマスコミに 流れておるんじゃないかというような臆測をするわけですけれども、各論については明日ま た質問させていただきます。

今回の訴えの提起につきましては、市が原告になるわけでしょう。それを我々は監査請求に基づいて尊重して、賛成なら賛成に行きますよ。そうしたときに、我々の持たされた責任、いわゆる我々が賛成したことによって、訴えを起こされた被告人が個人的に名誉毀損とか侮辱罪とか訴えられることはあるかないか、この辺のところを市の幹部の方で答弁をお願いします。

- **〇副議長(鈴木みどり君)** 大木副市長。
- O副市長(大木博雄君) 名誉毀損罪というのは、例えば全く民間の方であれば、事実であってもそれを公表することによって名誉毀損罪というのは成立いたします。ただ、公人の場合ですと、事実であればこれは名誉毀損罪には当たりませんので、そういったことはないというふうに思っておます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) ということは、原告になって、我々がこの訴えの提起に賛成する、 市は訴訟を起こす。敗訴した場合の我々の責任はどうですか。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 大木副市長。
- ○副市長(大木博雄君) 敗訴したことによって、議員の皆さんに責任が行くということはあり得ないというふうに思っております。これはやはり原告、被告がそれぞれ口頭弁論を行って、それぞれ陳述した中で最終的には結審し、裁判官の判断することでありますので、それによって、訴えをしたから、それに賛成したから、議員の皆様にそういった迷惑がかかるというようなことはあり得ないというふうに思っております。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- **〇15番(佐藤高清君)** それはおかしいんじゃないですか。被告人になった人が、賛成したから僕の人権を無視したと訴えることができるわけでしょう。被告人になった方が人権を無視されて侮辱されたということで、個人的に訴えることはできるわけでしょう。
- **〇副議長(鈴木みどり君)** 大木副市長。

○副市長(大木博雄君) 本人が訴えられても、それを採用するかどうかは裁判所の判断でありますので、ここで議論する内容ではないというふうに思っております。

いろいろ議論していただいた中で、可決するか否決するかについては、議員の御判断でお 願いしたいというふうに思っております。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) そのとおりだと思いますよ。裁判官が受けるか受けんかは別として、訴えることはできると思いますよ。訴えられる可能性もあるわけですよ。それを裁判所が受けるか受けんかは裁判所の判断であり、ここで訴えられないことはありませんということは言い切れないと思いますよ。したがって我々は、被告人になられた方に個人的に訴えられる可能性はあると。しかし、裁判所がどういう判断をされるか分からないということだと思います。

総務部長、それでいいですか。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 渡邉総務部長。
- ○総務部長兼財政課長(渡邉秀樹君) お答えいたします。

ただいま副市長のほうからお話がございました。議員もおっしゃられましたけれども、これは裁判所の判断だと思っております。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 佐藤高清議員。
- ○15番(佐藤高清君) 明日、提案される案件であります。新聞に記事によれば、明らかに明日議決されて提訴するという流れが出来上がっておるわけです。しかし今日、安藤市長が振り返って13年、14年前を調べたいと、少し時間が欲しいという話でした。ぜひこれは調査委員会等々を立ち上げて、きちっとした結果を、全員が納得できるような結果を生み出してほしい。私はそれを提案して、明日の質疑に臨みます。以上で終わります。
- ○副議長(鈴木みどり君) 他に質疑の方はありませんか。

[挙手する者あり]

- 〇副議長(鈴木みどり君) 平野議員。
- **〇13番(平野広行君)** 13番 平野でございます。

先ほど、3名の方がこの件に関しまして質疑をされました。聞いておりましたけど、まず 我々議員はこの議案に対して、最初見たときに一番不審に思ったのが、事件が13年前に起き ておることなんですよね。なぜ今頃になってこの事件が出てきたのか。なぜこの間、13年間 伏せておられたのか。市側はどう対応していたのか、黙っていたのか、その辺がよく分から ないということで、いろいろ今質疑もありました。まさにここの点だと思います。

そして、市長のほうからもじっくりともう一度考えたいということは、我々議員も初めて この議案を頂いて、いろんな新聞報道が先行して、それに基づいて、ああなるほど、こうい うことかと、これはいかんわなあということは、一般の市民の方当然思っちゃうわけです。 だけど、そこに至るまでの経緯、これについては何も書かれていないし、審議もされていないわけです。これはやはり議員としては、議会としては、市民の方にきちっと説明する説明 責任があります。それには我々には、調査権もありますし監視権もあるわけです。

そういった意味合いからおきましても、行財政委員会、明日から開催されますが、そういった中において、調査委員会になるのか特別委員会になるのか分かりませんが、この問題について一からじっくりと、どこに問題があってこういうふうな流れになってきたか、しっかりとした調査をした上で、我々議員一人一人がこの件に対しての表決を下す。それでなければ、分からないから裁判所に任せればええわというようなことで、この議案に対して賛成と言って賛成議決をします。そういったことでは、我々議員に課せられた使命は果たせません。私はそう思います。ですから、ぜひこういった委員会というものをつくっていただいて、この問題に対して全員の方がしっかりと議論していただく、そしてその上で表決をしていただきたいと思いますので、市長も前向きなことを今答弁されましたが、もう一度私の意見、こういった委員会を設立してはどうだという意見に対しての市長のお考えをもう一度伺います。

- 〇副議長(鈴木みどり君) 安藤市長。
- ○市長(安藤正明君) 訴えをするということは、大変これは市にとっても重いことでございまして、また責任があることでございます。先ほども申しましたように、十何年の空白期間があり、またその前の経緯もある、絶対これはあるわけでございますが、そういったことを皆様と一緒に共有して、議員の皆様にそれは採決していただければと思う次第でございます。そのための委員会設置等も提案があったわけでございますが、御検討いただければと思います。以上でございます。
- 〇副議長(鈴木みどり君) 平野広行議員。
- **〇13番(平野広行君)** 前向きな答弁ありがとうございます。 これにて私の質疑を終わります。
- **〇副議長(鈴木みどり君)** ほかに質疑の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇副議長(鈴木みどり君) 以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託します。大原議員の入場を求めます。

〔議長 大原功君 入場〕

〇副議長(鈴木みどり君) ここで、議事を交代します。

1時間が経過したので、暫時休憩します。再開は午前11時30分とします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

### 午前11時22分 休憩

#### 午前11時30分 再開

~~~~~ () ~~~~~~

日程第9 議案第8号 弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第14 議案第13号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 市道の廃止について

日程第20 議案第19号 市道の認定について

日程第21 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)

日程第22 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第23 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第24 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第25 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(大原 功君) この際、日程第9、議案第8号から日程第25、議案第24号まで、以上 17件を一括議題といたします。

本案17件は提案されておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、那須議員。

〇2番(**那須英二君**) 2番 那須英二、お願いします。

私といたしましては、議案第14号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について質問させていただきます。

まず、この会計では、資産割が大きく16%から8%へ減る反面、所得税割が5.4%から5.8%、そして均等割に至っては2万3,000円から2万4,400円、これは基礎課税分でございますけれども、そういった調整が行われるような議案が出ておりますけれども、これによってどの程度の方が増額となりますか。お答えください。

- 〇議長(大原 功君) 服部保険年金課長。
- 〇保険年金課長(服部利恵君) お答えします。

今回の税率改正では、県の示す保険料率に近づけるため、所得割、資産割、均等割、平等 割それぞれの税率を改正しております。

主立ったモデルケースで説明をさせていただきます。

60歳のお一人世帯、給与収入65万円の方、固定資産税がない世帯の方で400円の増、70歳の御夫婦、年金収入300万円で固定資産税10万円の世帯の方が100円の増、同じ家族構成、収入で、固定資産税20万円の場合は9,900円の減、40歳御夫婦と子供お二人の4人世帯で、給与収入500万円、固定資産税10万円の世帯の方で2万1,700円の増となっております。

- 〇議長(大原 功君) 那須議員。
- ○2番(那須英二君) 今、ケースによって示されましたけど、増減が家族構成や状況によって変わってくるのかなあとは思いますけれども、やはり問題は均等割が大きく増えることにあるんじゃないかなあと思いますが、まずどのような理由によってこのような調整を行うのかお答えください。
- ○議長(大原 功君) 服部保険年金課長。
- ○保険年金課長(服部利恵君) お答えします。

国民健康保険は、平成30年度に大きな改正があり、県が事業主体となりました。市として保険給付費の急激な伸びに対応することはなくなりましたが、県全体の保険給付に必要な額を賄うために、県が定めた額を各市町村が国民健康保険事業費納付金として納めています。

県は、国から県内の保険料の統一化を求められており、国民健康保険事業費納付金の額を 国民健康保険税で徴収する場合の保険料率を標準保険料率として示しています。

弥富市としては、県が保険料統一に踏み切る前に、現在の税率を令和2年度から令和6年 度までの間で緩やかに県が示す標準保険料率に近づけていきたいと考えています。

- 〇議長(大原 功君) 那須英二議員。
- ○2番(那須英二君) 県の示す定めた額というのは確かにございますけれども、令和2年から6年の間で緩やかにそういう措置をされていくというのも分かるんですけれども、しかし、この税率というのは、どこから取るかということになってくると思うんですよね。または、国や県の支出が多ければ多いほど、この国保税に加入している方の負担が大きく減っていくわけでございますので、今、全国市長会等でも、国費を1兆円投じてこの国保税の軽減に努めてほしいということで、市長も賛同しながら進めているところになると思うんですけれども、やはりその方向で、しっかりと国費を出していただくことがまず前提となります。

そしてまた、私が一番危惧しておるのは、この均等割ですよね。確かに資産割に関しては 大きく減った部分がありますので、資産の多い方に関しては、今回のこの調整によって減額 されることがありますけれども、そういう意味においては、逆に家族が多い方、国保加入者の方で家族が多い方、例えば新しく生命が誕生する、生まれる状況になると家族が増えるわけでございますけれども、逆に言えば、こうした所得のない、働くこともできないゼロ歳児にまで課税がかかってくる状況になるわけでございます。やはりこうした均等割を減らしていく必要があると思うわけでございますので、例えば、18歳以下などの自分で稼ぐ力がないような方に、こうした大きな負担をかけるのはやはり承服できかねるわけでございますが、こういった方に対しての配慮をぜひ求めながら、また引き続き委員会のほうで質疑させていただきたいと思います。

- 〇議長(大原 功君) 次に、横井克典議員。
- **〇7番(横井克典君)** 7番 横井克典でございます。

私からは、議案第9号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御質問させていただきます。

この一部改正では、情報公開、個人情報保護審査委員会委員、また行政不服審査委員会委員の報酬日額を5,000円から1万5,000円に引き上げ、他自治体との均衡を考慮したとのことでありますが、他の自治体とは具体的にどこだったでしょうか。

また、当該条例には日額5,000円の各種委員がございますが、他自治体と比較すると、ほとんどの自治体では6,000円台から1万円程度でございます。日額5,000円の委員報酬は、他自治体との均衡は図られておりますでしょうか。また、この5,000円に設定したのはいつ頃だったでしょうか。お伺いいたします。

- 〇議長(大原 功君) 佐藤総務課長。
- 〇総務課長(佐藤文彦君) お答えいたします。

近隣の市では、審査会の開催実績がなかったため、開催実績のある清須市や安城市を参考といたしました。

審査会は、審査請求があった場合に開催し、答申書を作成いたします。答申書の作成には 法律等の専門的な知識も必要になりますので、弁護士等に委員をお願いしております。

日額5,000円の報酬額につきましては、平成16年度の行政改革推進委員会で他自治体の状況を踏まえ議論をし、決定をしていただきました。施行されたのは平成17年4月1日からであります。

他自治体との差はあるとは思いますが、現在のところ改正は考えておりませんので、御理 解をお願いいたします。

- ○議長(大原 功君) 横井克典議員。
- ○7番(横井克典君) 先ほど総務課長から御答弁のございました日額5,000円の委員報酬について、平成16年度の行政改革推進会議で御協議いただいたと。それで、平成17年4月1日

から施行ということでございます。

やはりこの御時世、なかなか各種審議会の委員に集まっていただける方も少ないと思いますし、そういったこともあります。私が調べた限りでは、5,000円というのはほとんどありませんでした。そういったことから、やはり他市町村並みの処遇をということを私は考えました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(大原 功君) 他に質疑の方はございませんか。

[挙手する者なし]

〇議長(大原 功君) 以上で質疑を終わります。

本案17件は、お手元に配付した議案付託表のとおりに所管の委員会に付託いたします。 本日、安藤市長より議案第25号が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加して議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第26 議案第25号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第7号)

**○議長(大原 功君)** この際、日程第26、議案第25号を議題といたします。

安藤市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

**〇市長(安藤正明君)** 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でご ざいまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第25号令和元年度弥富市一般会計補正予算(第7号)につきましては、小・中学校の 情報通信ネットワーク環境施設整備工事の財源を調整するためのものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明 いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(大原 功君) 議案の説明を総務部長に求めます。渡邉総務部長。
- ○総務部長兼財政課長(渡邉秀樹君) 議案第25号令和元年度弥富市一般会計補正予算(第7号)につきましては、歳入歳出それぞれの総額の増減はございませんが、国庫支出金、地方債等の補正をするものであります。

歳入予算といたしまして、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金6,701万

8,000円の減額を計上する一方、市債であります学校施設整備事業債6,660万円の増額等を計上するものであります。以上でございます。

○議長(大原 功君) これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 以上で質疑を終わります。

ここで暫時休憩し、議案付託表の配付をさせていただきます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

〇議長(大原 功君) 会議を再開いたします。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

本日、安藤市長より議案第26号が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号を本日の日程に追加し、議題といたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第27 議案第26号 令和元年度弥富市土地取得特別会計補正予算(第1号)

○議長(大原 功君) この際、日程第27、議案第26号を議題といたします。

安藤市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(安藤正明君) 次に追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第26号令和元年度弥富市土地取得特別会計補正予算(第1号)につきましては、名古 屋第三環状線の用地として先行取得しておりました土地を県に売り払うための予算を計上す るものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 功君) 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邉総務部長。

〇総務部長兼財政課長(渡邉秀樹君) 議案第26号令和元年度弥富市土地取得特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,725万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,727万1,000円とするものであります。

歳入予算といたしましては、土地売払収入2億6,725万8,000円の増額を計上するものであります。

歳出予算といたしましては、土地開発基金繰出金2億6,725万8,000円の増額を計上するものであります。以上でございます。

○議長(大原 功君) これより議案第26号の質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員 会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第26号を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて 散会いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

午前11時47分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

- 同 副議長 鈴 木 みどり
- 同 議員 加藤明由
- 同 議員 佐藤仁志

令和2年3月24日 午後2時00分開議 於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(16名)

| 1番 | 板 倉 | 克 典 | 2番 | 那 | 須 | 英 | _ |
|-----|-----|-----|-----|---|---|----|-----------|
| 3番 | 小久保 | 照 枝 | 4番 | 堀 | 岡 | 敏 | 喜 |
| 5番 | 加藤 | 明由 | 6番 | 佐 | 藤 | 仁 | 志 |
| 7番 | 横井 | 克 典 | 8番 | 江 | 崎 | 貴 | 大 |
| 9番 | 加藤 | 克 之 | 10番 | 高 | 橋 | 八重 | 典 |
| 11番 | 鈴木 | みどり | 12番 | 早 | Ш | 公 | $\vec{-}$ |
| 13番 | 平 野 | 広 行 | 14番 | 三 | 浦 | 義 | 光 |
| 15番 | 佐 藤 | 高 清 | 16番 | 大 | 原 | | 功 |

- 2. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 3. 会議録署名議員

7番 横井克典

8番 江崎貴大

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

| 市 | 長 | 安 | 藤 | 正 | 明 | 副 | Ī | 市 | 長 | 大 | 木 | 博 | 雄 |
|-----------|----------|----------|---|----|----|----|----------|-------------|----------|---|---|---|---|
| 教 育 | 長 | 奥 | Щ | | 巧 | 総財 | 務
政 | 部 長
課 | 兼
長 | 渡 | 邉 | 秀 | 樹 |
| 民生部長福祉事務所 | | 宇佐 | 美 | | 悟 | 開 | 発 | 部 | 長 | 大 | 野 | 勝 | 貴 |
| 教 育 部 | 長 | <u> </u> | 松 | 則 | 明 | | | 次長設室 | | 伊 | 藤 | 重 | 行 |
| 開発部次長農 政課 | ē 兼
長 | 小笠 | 原 | 己喜 | 萨雄 | 開土 | 発 部
木 | 次
長
課 | · 兼
長 | 伊 | 藤 | 仁 | 史 |
| 会計管理 | 且者 | 横 | Щ | 和 | 久 | 監事 | 查
務 | 委
局 | 員
長 | Щ | 下 | 正 | 巳 |
| 総 務 課 | 長 | 佐 | 藤 | 文 | 彦 | 秘 | 書広 | 報課 | .長 | 安 | 井 | 幹 | 雄 |
| 企画政策認 | 果長 | 佐 | 野 | 智 | 雄 | 危 | 機管 | 理課 | .長 | 伊 | 藤 | 淳 | 人 |
| 税 務 課 | 長 | 佐 | 藤 | 雅 | 人 | 収 | 納 | 課 | 長 | 細 | 野 | 英 | 樹 |
| 市民課長十四山支京 | | 鈴 | 木 | 博 | 貴 | 保 | 険年 | 金課 | :長 | 服 | 部 | 利 | 恵 |
| 環境課 | 長 | 柴 | 田 | 寿 | 文 | 健 | 康推 | 進課 | 長 | 飯 | 田 | 宏 | 基 |

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 福 祉 課 長 大 木 弘 己 藤井 清 和 十四山総合福祉 センター所長 児童 課長 山 守 美代子 商工観光課長 横 江 兼 光 下水道課長 都市計画課長 梅 \mathbf{H} 英明 水 谷 繁 樹 会 計 課 長 学校教育課長 弘 伊 藤 えい子 渡 邊 生涯学習課長兼 十四山スポーツ 森 彦 図書館長 服 部 朋 夫 山 降 センター館長 歷史民俗資料館長 伊 藤 隆彦 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 記 尾 里 安 井 耕 史 書 恵 書 記 伊 藤 玉 幸 6. 議事日程 日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 議案第1号 令和2年度弥富市一般会計予算 議案第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計予算 日程第3 議案第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算 日程第4 日程第5 議案第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 日程第6 議案第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計予算 日程第7 議案第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計予算 日程第8 議案第7号 訴えの提起について 日程第9 議案第8号 弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 日程第10 例の一部改正について 日程第11 議案第10号 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について 日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について 日程第13 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について 日程第14 議案第13号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について 日程第15 議案第14号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について 日程第16 議案第15号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 弥富市介護保険条例の一部改正について 日程第17 議案第16号 日程第18 議案第17号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 市道の廃止について

日程第20 議案第19号 市道の認定について

日程第21 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)

日程第22 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第23 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第24 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第25 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第26 議案第25号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第7号)

(追加日程)

日程第27 同意第2号 副市長の選任について

日程第28 発議第2号 弥富市議会傍聴規則の一部改正について

日程第29 弥富市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第30 海部南部水道企業団議会議員の選挙について

日程第31 海部南部消防組合議会議員の選挙について

日程第32 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

日程第33 閉会中の継続審査について

日程第34 諸般の報告

~~~~~~ () ~~~~~~~

### 午後2時00分 開議

○議長(大原 功君) ただいまより、継続議会の会議を開きます。

御報告いたします。

報道機関から、放映と写真撮影の許可をされたい旨の申出がありました。よって、弥富市 議会傍聴規則第9条の規定により許可いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$ 

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(大原 功君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、横井克典議員と江崎貴大議員を指名いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第2 議案第1号 令和2年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計予算

○議長(大原 功君) この際、日程第2、議案第1号から日程第7、議案第6号まで、以上 6件を一括議題といたします。

本案6件に関しての審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

〇行財政委員長(三浦義光君) 14番 三浦義光です。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算について、はじめ6件です。

本委員会は、去る3月17日、18日及び19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、17日に総務部所管の当初予算について、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算、議案第2号令和2年度弥富市土地取得特別会計予算の2件を一括審査いたしました。

委員より、地区公民館整備事業補助金は令和2年度に申請し、整備することが決まったときは、その整備に係る事業は令和3年度事業になるかとの質問に、市側より、例年の対象は、予算措置のため、前年度秋頃に募集をかけて、そこに出てきたところを補助の対象としているとの答弁がありました。

また、男女共同参画推進事業や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の市民アンケートの対

象者は2,000人ということだが、根拠は、回収率はとの質問に、市側より、弥富市の人口規模では2,000人に投げかけ、五、六十%程度の標本数があれば統計的な状況が確認できると聞いているとの答弁がありました。

また、地域づくり補助金の交付状況で、申請団体数が年々減っているが、原因はどう考えているかとの質問に、市側より、一時期水路をきれいにする団体が七、八ほどあったが、3年ほど続けられた後、効果が分からず、当時の区長さんたちにより申請をやめられたことで一気に団体数が減少した。また、団体の構成員が高齢化し、活動ができない、書類作成ができないためやめられることもあるとの答弁がありました。

続いて、開発部所管の当初予算について、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算、議 案第6号令和2年度弥富市下水道事業会計予算、以上2件の一括審査をいたしました。

委員より、JR名鉄駅自由通路及び橋上駅舎化の予算はないということだが、やめた経緯はとの質問に、市側より、やめたわけではなく、令和2年度は都市計画決定など事務手続の年になり、鉄道業者と合意形成を図る期間のため、予算計上はありませんとの答弁がありました。

また、先日、ミス弥富金魚、ミス弥富が決まり、例年であれば春まつり、芝桜まつり、藤まつりで花を添えてもらい、弥富のPRをしてもらっているが、今年は中止になり、できない状況なので、そのほかの方法で弥富をPRしてもらうことは何か考えているのかとの質問に、市側より、発表は観光協会役員少人数で進めていく。2年間の任期で、年間を通じ、今後弥富のイベント、他市町村のイベントで弥富のPRに活躍してもらいたいとの答弁がありました。

また、JR名鉄弥富駅橋上駅舎化事業と、新しくJR名鉄と近鉄との間の地区のまちづくり勉強会を開いていくとのことだが、どういう方向性なのかとの質問に、市側より、事業は似ていますが、別の事業。駅前広場整備については、これから市民の皆さんの意向を聞く。県道の乗り入れもあり、いろいろな面を勘案し検討していく。どちらも大事な事業であるとの答弁がありました。

18日は所管を入れ替え、民生部所管の当初予算、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算と、議案第3号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算から議案第5号令和2年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を一括審査いたしました。

委員より、海部南部権利擁護センター運営委託について、いつ、どこで、どのように運営していくのかとの質問があり、市側より、現時点のスケジュールは、令和2年12月から令和3年1月に市民に向け窓口等をオープンする予定。場所は蟹江町や飛島村との位置関係もあり、十四山支所を予定している。運営主体は先進地等を参考にし、NPO法人に委託予定。委託する業務内容は、国の指針にある相談業務と成年後見制度の普及啓発業務からのスター

トを考えているとの回答がありました。

また、その職員の職種は一般事務なのか有資格者なのかとの質問に、社会福祉士等の専門 資格を有する方を募集する予定との回答がありました。

また、高齢者安全運転支援装置設置補助金の申請の仕方はとの質問に、市側から、安全運転支援装置機能が確認できる書類の写し、装置の値段や取付け料が分かる領収書、自動車検査証、運転免許証の写しを併せ、市役所で申請を行ってもらう予定との回答がありました。 以上のような質疑がありました。

次に、教育部所管の当初予算、議案第1号令和2年度弥富市一般会計予算を審査いたしま した。

委員より、歴史民俗資料館の設計監理委託料について、完成予定はとの質問があり、市側より、現在の計画では令和2年度に設計業務委託、令和3年度に改修工事と移転、令和4年度当初にリニューアルオープンの予定との回答がありました。

また、現段階のイメージはとの質問に、現在の資料館よりも明るく開かれたイメージで、 歴史や文化を展示するだけではなく、観光との連携や市民交流の場となるような資料館を考 えているとの回答がありました。

以上のような質疑がありました。

このような付託された議案に対する質疑を経て、19日に討論に入り、議案第1号について、不妊治療のアップや、高齢者安全政策や、タクシーチケットの配付枚数など改善が見られている。しかし、新庁舎の返済が始まってかなり重たい負担、下水道会計が圧迫し、早急に対応してほしい道路整備など、安全対策が行われないようになっている。また、今年度確定している市税収より少なく見積もっている。正しく見積もって進めてほしいとの反対討論があり、議案第3号について、一般会計からの繰入れを減らした改定では均等割も上がるもので、賛同できないとの反対討論があり、議案第4号について、年金が減る中で重い負担となっているとの反対討論があり、議案第5号については、通常23%負担のところ、国からの調整を踏まえて25.3%の第1号者負担となっているのに対して、それ以上の負担となっているとの反対討論があり、また議案第6号は、6億3,000万円も一般会計から繰り出さなければならない重いもので、大幅に事業を見直す必要があるとの反対討論があり、採決の結果、第1号議案は賛成多数により原案を了承、議案第2号は全員賛成で原案を了承、議案第3号から議案第6号は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長(大原 功君) これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告に従いまして、反対討論を那須議員。

〇2番(那須英二君) 私のほうから、議案1号、第3号、第4号、第5号、第6号について の反対の立場で討論させていただきます。

まず第1号において、一般会計予算においては、来年度より予定されている会計年度任用 職員において、臨時職員の期末手当などの拡充が行われ、大きく待遇が改善される。また、 不妊治療の市独自の補助を追加したり、ロタウイルスの予防接種を10月より無料で受けられるようにしたり、高齢者の安全装置や防災に対しての通知システムなど、改善される事業も 含まれてはいるものの、新庁舎の返済が始まる中で下水道会計が予算を逼迫し、早急にでも 行ってほしい安全対策、道路整備などが遅れる状況になっています。

また、予算の税収は伸びると試算しつつも、今年度の確定額よりも少なく見積もっております。正しく見積もって、安全対策など必要な事業は進めていただきたいと思っています。

また、3号議案のほうでは、国民健康保険税の予算ということでございますけれども、国民健康保険税の加入者は、高齢者や低所得者の割合が過去最高となっており、その負担は既に限界に来ております。全国知事会、市町村会も国に対して1兆円の投入をして負担を減らすことを求めております。

しかしながら、国の方針に従い、市の法定外繰入金を減らし、逆に加入者の負担はどんどん重くなる一方、さらには社会保険とは違い、均等割によって家族が増えれば増えるほど負担が重くなる仕組みになっております。改定では資産割が下がる一方で、この均等割が大きく跳ね上がるとしています。これは少子化対策にも逆行しており、認めるわけにはいきません。今こそ県と市町村が力を合わせて国に制度の改善を求めるときではないでしょうか。

第4号議案に関しては、後期高齢者の特別会計ということでございますけれども、この制度そのものの矛盾を感じております。高齢者は年金がどんどん減る一方で、重い負担となっています。さらに国会では今、後期高齢者の医療費窓口負担を2倍にしようとしており、到底賛成できるものではありません。

第5号議案に関しては、介護保険の特別会計でございますけれども、前回の改定の保険料で16%上がるという状況の中で、県内トップの値上げ率となっており、第1号被保険者の負担割合が本来25.3%なのに対して、それ以上の負担になっています。現在の介護保険特別会計の繰入金と基金は、この過重な負担によるものでございますので、改善を求めるものでございます。

また、第6号議案の下水道事業に関しては、料金収入では全然賄うことができず、その2.5倍の6億3,000万円も一般会計から拠出しなければならない重たいものとなっています。

このままこの事業を続ければ、さらにその負担は大きくなり、さらに事業が拡大されるごと に負担の拡大が想定されます。このような事業は大胆に大幅に事業を見直していく必要があ ると考え、反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長(大原 功君) 他に討論の方はございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結いたします。 これより採決に入ります。

議案第1号は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(大原 功君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第2号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

議案第2号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第3号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大原 功君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

議案第4号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(大原 功君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第5号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(大原 功君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第6号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(大原 功君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第8 議案第7号 訴えの提起について

○議長(大原 功君) 次に、日程第8、議案第7号を議題とします。

ここで副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

**〇副議長(鈴木みどり君)** 議長に代わり議事を進行します。

地方自治法第117条の規定により、大原功議員の退場を求めます。

〔議長 大原功君 退場〕

**〇副議長(鈴木みどり君)** 本案に対し、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。 三浦行財政委員長。

〇行財政委員長(三浦義光君) 14番 三浦義光です。

行財政委員会に付託されました案件、議案第7号です。

本委員会は、去る3月17日及び19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。 その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、3月17日は議案第7号訴えの提起についての審査を行いました。

委員より、平成18年度当時、市に届けられたのは水路にはみ出ない設計であり、その設計を無視して水路にはみ出して造られたとの認識でよいかとの質問に、そのとおりであるとの答弁がありました。市側から、時系列の経過の資料提出があり、委員より、18年の通告で終わっているが、通告に対してその後何があったか分からないかとの質問に、監査請求があり、現場を調べて書類が残っていたことが分かった。前副市長に確認したところ、何もしていなかったということだった。通知をしてそのままであったとのことであった。引継ぎがあればしっかりと分かったが、それもなかったとの答弁がありました。

委員より、水路の払下げはしないと明言しているが、現在弥富市では公共の水路の払下げ はないのかとの質問に、言葉足らずではあったが、公共用の水路で払い下げている部分はあ る。ただ、用途として必要がないことが確認でき、地域の方に認めていただければ手続を取 っているとの答弁がありました。

委員より、記事により市内の問題点が浮上する。例えば、市の土地が民地に入っている問題はあるかとの質問に、例えば道路で、現況は道路だが、下地の部分で所有権を何らかの形で取得がしていない、譲受けしてもらえなかった土地はある。個人の方が境界確定したところ、測ってみたら市の土地が少し民地に入っていたということはあるとの答弁がありました。委員より、なぜ18年当時に市は問題の対処ができなかったのかとの質問に、3回の通告の後の記録が残っていなく、どういう状況か分からないのが現状。委員の意見が解決策の一つであることは事実だと思うとの答弁がありました。

委員より、関係書類の提示を求め、19日に改めて審議することとしました。

日を改め、19日に審議を再開し、前回請求した資料の説明を受け、質疑に入りました。

委員より、境界立会い確認後、異議や訴訟が起きたことはなかったのかとの質問に、市側より、その当時はなかったと思うとの答弁がありました。

委員より、この問題は悪いことを改善すべきだとは思うが、擁壁を撤去することを訴えることより別の円満な解決方法はなかったのか。監査結果が出る前、市の通知は令和19年までに水路敷地内の擁壁を撤去するとしており、擁壁を撤去することで生じる双方の不利益を勘案した結果、早急に擁壁撤去を求めることは現実的ではないとあるが、この通知を出したとき市の幹部で話したと思うが、市長はどう認識して出したかとの質問に、市側より、市の幹部で話し合い、期間は建物の減価償却があるので、通常の縛りの中で30年、お金はそれまでの期間の計算で通知した。

続けて委員より、その後、監査結果の勧告で2年以内に撤去しろと出たとき、市長はどう 思ったか。市長より、真摯に受け止めざるを得ない勧告であったと思う。

委員より、議案質疑で継続審査を含め考えると言っていたが、今の考えはとの質問に、市長より、議案質疑で継続審査でもと発言した。コロナウイルスの関係で3月議会を縮小していく中での発言である。今回の件で、書類を再度確認し、また前職員からも話を聞いた。提出した議案は市として市民を訴えるという大変大きなものではあるが、提出した後は議員の皆様にしっかりと議論、判断していただいた結果に市は従う。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、継続審査の動議があり、諮りましたと ころ、否決となりましたので、質疑を終結いたしました。

討論に入り、賛成討論がありました。採決の結果、議案第7号は賛成多数により原案を了 承しましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○副議長(鈴木みどり君) これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇副議長(鈴木みどり君)** 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

通告に従いまして、討論を許します。

那須議員。

○2番(那須英二君) 第7号議案に関して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

第7号議案については、市の貴重な財産である公用地、水路を不法占有されている問題に 対して一刻も早い返還を求めるものでございます。

これにつきまして、今の議長である大原功氏が、市の土地との境界を平成10年に本人立会いの下で確認されておるのに対し、境界を越境し、擁壁部分をはみ出して自身の共同住宅を造っています。大原氏の申立てで調停が行われましたが、それは不調となりました。監査結果に従い、2年以内の撤去と不当利得の返還を行っていただければこうした訴えを起こすこ

ともなかったかと思いますが、事もあろうに逆に市を相手取って時効取得を要求し、2月25日に提訴を行っております。

市民の貴重な財産であり、水路においては安全面、防災面の観点でも重要な土地であり、 それを議員が、しかも議長が占有していることはあってはならないと思います。しっかりと 市の主張を行い、早急な解決を図るためにも、一刻も早くこの議案を可決し、市には裁判の 準備に入っていただく必要があります。各議員におきましても、市民の財産を守る観点から 良心に従った判断を行っていただきたいと思い、賛成討論といたします。

**〇副議長(鈴木みどり君)** 他に討論の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○副議長(鈴木みどり君)** 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採 決をいたします。

議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇副議長(鈴木みどり君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

大原議員の入場を求めます。

〔議長 大原功君 入場〕

**〇副議長(鈴木みどり君)** ここで、議事を交代します。

〔副議長、議長と交代〕

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第9 議案第8号 弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第14 議案第13号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 市道の廃止について

日程第20 議案第19号 市道の認定について

日程第21 議案第20号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)

日程第22 議案第21号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第23 議案第22号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第24 議案第23号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第25 議案第24号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第26 議案第25号 令和元年度弥富市一般会計補正予算(第7号)

○議長(大原 功君) この際、日程第9、議案第8号から日程第26、議案第25号まで、以上 18件を一括議題といたします。

本案18件の審査の結果報告を委員長、お願いいたします。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長(三浦義光君) 14番 三浦義光です。

最後に行財政委員会に付託されました案件は、議案第8号弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、はじめ18件です。

本委員会は、去る3月17日、18日及び19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、3月17日は総務部、開発部の所管する審査をいたしました。

まず、議案第8号弥富市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてから議案第12号弥富市森林環境譲与税基金条例の制定についてまでと、議案第18号市道の廃止について及び議案第19号市道の認定についてまでの7件を一括審査いたしました。

委員より、議案第18号及び19号について、鍋田44号線は昨年の6月に新しく認定し、今回廃止し、さらに延長して認定となるが、なぜ昨年一緒にできなかったのか、経緯はとの質問があり、市側より、火葬場関係で霊園までを一括で整備するのだが、一部県、国の土地を借りていたことが分かったので、今回廃止、認定となったとの答弁がありました。

またほかの委員から、議案第12号について、森林環境譲与税を積み立てるだけではなく、 基金を有効に利用して、すぐに使わないかと思うが、具体的な予定はあるかとの質問があり、 森林環境譲与税は、今年度について小学校のロッカーに活用した。次年度から積み立てて、 今後、普及啓発、木材を使用した公共施設に活用予定だが、今、具体的な予定はないとの答 弁がありました。

その後、議案第20号令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)、議案第23号令和元年 度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)及び議案第24号令和元年度弥富市公 共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員より、新庁舎建設事業についての備品購入については入 札により安価で落札があったが、委託料についても同様の理由で減額かとの質問に、委託料 も入札により残額が出たことによる補正であるとの答弁がありました。

また、他の委員より、公共下水道事業の工事請負費が3,900万円の減額だが、予定どおり 工事が進まなかったのか、コスト削減できたのかとの質問に、国費補助事業と国費対象事業 とならない市単独事業を組み合わせており、市単独事業分の減額が主な内容である。国の補 助金と合わせたところは次年度に回すことを考えているとの答弁がありました。

18日は所管を入れ替え、民生部、教育部の所管する事項の審査に入り、まず議案第13号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてから議案第17号弥富市保健センター条例の一部改正についてまで、以上5件を一括審査しました。

委員より、国民健康保険税均等割が増えるということは、子供まで増える。少子化の時代に逆行しているのではないか。18歳未満は減免措置をするなど再考できないかとの質問に、市側より、他に事業、手当があるので現場の声を聞きながら対応をしていきたいとの答弁がありました。

続いて、議案第20号令和元年度弥富市一般会計補正予算(第6号)から議案第22号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)及び議案第25号令和元年度弥富市一般会計補正予算(第7号)、以上4件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員より、教育費について、校内LAN整備のスケジュールと、どのような活用が期待できるのかとの質問に、市側より、夏休みを工事の中心として、秋までにネットワーク整備を完了していく予定。今後、授業のデジタル化が見込まれており、国のGIGAスクール構想においてはタブレット配備1人1台を目指しています。今後、そのネットワークを使い、タブレットの活用を進めていきたいとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、19日に討論に入り、議案第14号について、資産割は大きく減るものの、均等割が大幅に値上がりし、社保と違い子供が多ければ多いほど負担が大きくなる制度となっていると反対討論がありました。

議案第25号について、GIGAスクール構想において、当初と違い市の持ち出し部分がかなり大きい。国がしっかり補助すべきと反対討論がありました。

採決の結果、議案第8号から議案第13号は全員賛成で原案を了承、議案第14号は賛成多数により原案を了承、議案第15号から議案第24号は全員賛成で原案を了承、議案第25号は賛成 多数により原案を了承しましたことを御報告し、行財政委員会の全ての報告を終わります。

○議長(大原 功君) これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告に従いまして、反対討論を那須議員。

〇2番(那須英二君) 私のほうからは、議案第14号と第25号に関して反対の立場で討論させていただきます。

まず、第14号でございますが、先ほどの第3号議案とも重複する部分がございますけれど も、この第14号議案というのは、国民健康保険税の改正ということでございます。この改正 というのは、資産割が下がる一方で均等割が大きく跳ね上がるとしているものでございます。 均等割とは、生まれたばかりの赤子からかかってくるものとなっておりまして、均等割は上 げるのではなく、社会保険と同様になくしていただきたいと思っています。

また、議案第25号に関しましては、補正予算ということでございますけれども、GIGA スクール構想の下でのネットワーク、LANの整備事業でございます。当初見込んでいた国からの補助金が大きく下がり、市の持ち出し部分が1億5,000万円ほどと多額になりました。いずれ来るタブレット授業を行う前段階でもありますけれども、タブレット授業も賛否両論があり、子供の視力や健康、コミュニケーションを奪うとされています。これが本当に必要なのか、もっと審議を尽くすべきだと考えます。

以上の点において反対とさせていただきます。

○議長(大原 功君) 他に討論の方はございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 討論なしということを確認いたしましたので、討論を終結して、これより採決に入ります。

議案第8号から議案第13号まで、以上6件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第13号まで、以上6件は原案どおり可決決定をいたしました。 次に、議案第14号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(大原 功君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第15号から議案第24号まで、以上10件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第24号まで、以上10件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第25号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(大原 功君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

お諮りいたします。

本日、安藤市長から同意第2号副市長の選任についての提出がされました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、同意第2号副市長の選任についてを日程に追加し、議題といたすことに 決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第27 同意第2号 副市長の選任について

- O議長(大原 功君) 日程第27、同意第2号副市長の選任についてを議題といたします。 安藤市長に提案理由の説明を求めます。 市長。
- ○市長(安藤正明君) 本日追加提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございまして、 その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号副市長の選任につきましては、副市長 大木博雄氏が令和2年3月31日をもって退職することに伴い、その後任者として村瀬美樹氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(大原 功君) これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております、同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員 会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

本日、早川議員より発議第2号弥富市議会傍聴規則の一部改正についての提出がございました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、発議第2号弥富市議会傍聴規則の一部改正についてを日程に追加し、議題を追加することに決定をいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第28 発議第2号 弥富市議会傍聴規則の一部改正について

○議長(大原 功君) 日程第28、発議第2号弥富市議会傍聴規則の一部改正についてを議題 といたします。

本案は議員提案でありますので、提案者である早川議員に提案理由の説明を求めます。早川議員。

〇12番(早川公二君) 12番 早川公二。

弥富市議会傍聴規則の一部改正について提案をいたします。

この議案は、新庁舎の完成による議場の移転に伴い、傍聴席の数を変更する必要があるからであります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(大原 功君) これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採

決に入ります。

発議第2号、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

お諮りいたします。

日程を追加して、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行うことに決定をいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

### 日程第29 弥富市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(大原 功君) 日程第29、弥富市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

お手元の選挙管理委員会委員及び補充員の名簿案にありますように、選挙管理委員に伊藤 学さん、早川優子さん、佐藤雅夫さん、冨田忠市さん、補充員に、佐野光昭さん、大島俊夫 さん、水野進さん、荒川敏明さんを指名いたします。

お諮りいたします。

日程を追加し、海部南部水道企業団議会議員の選挙について行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部水道企業団議会議員の選挙についてを行うことに決定をいたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第30 海部南部水道企業団議会議員の選挙について

O議長(大原 功君) 日程第30、海部南部水道企業団議会議員の選挙についてを行います。 お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治体法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部水道企業団議会議員に早川公二議員、那須英二議員、鈴木みどり議員、加藤克之議員、横井克典議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。 ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によ り告知いたします。

お諮りいたします。

日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙について行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙について行うことに決定をいた

しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第31 海部南部消防組合議会議員の選挙について

〇議長(大原 功君) 日程第31、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行います。 お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治体法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本席より、海部南部消防組合議会議員に大原功議員、佐藤高清議員、三浦義光議員、高橋八重典議員、小久保照枝議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。 ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第32 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

〇議長(大原 功君) 日程第32、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治体法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部地区環境事務組合議会議員に佐藤高清議員、平野広行議員を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

日程を追加し、閉会中の継続審査についてを議題としたいと思いますが、これに御異議ご ざいませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、閉会中の継続審査についてを行うことを決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第33 閉会中の継続審査について

〇議長(大原 功君) 日程第33、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大原 功君) 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決定をいたしました。



日程第34 諸般の報告

○議長(大原 功君) 日程第34、諸般の報告をいたします。

大原功議員、早川公二議員より、議会広報編集特別委員会の辞職願が出されましたので、 許可いたしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。 これをもって、令和2年第1回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

午後2時58分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 副議長 鈴 木 みどり

同 議員 横井克典

同 議員 江崎貴大